第5期愛荘町地域福祉計画

令和7年度～令和 11 年度

令和７年３月

愛 荘 町

第5期愛荘町地域福祉計画の策定にあたって

世の中はめまぐるしく電子化、スピード化が進み、人と接することなく物事が処理できる便利な時代となりました。その一方で、人と人との〝つながり〟や〝絆〟が希薄化し、地域福祉の取組がしづらい環境で私たちは暮らしています。

愛荘町では、「誰も取り残されない。みんなが主役の社会へ。」をテーマに、みんなが支え、支えられる『地域共生社会』の実現を目指し、地域の福祉的課題を解決するため、より一層の〝人〟による福祉のまちづくりに力を入れてまいりました。

このたび、さらなる町の福祉を推進する基本となります「第5期愛荘町地域福祉計画」を策定し、令和7年度から令和 11 年度の5年間にわたり取り組んでいきます。

行政はもとより、町民のみなさまや関係機関、各種団体等、あらゆる主体が相互に連携し、町の福祉のあり方をデザインできるネットワークを構築することで、いつまでも住み続けたい、住んでみたいと思う町をイメージした計画づくりに努力してまいりました。
引き続き、みなさまのご支援・ご協力をお願いいたします。

むすびにあたり、愛荘町地域福祉計画策定委員会の委員のみなさま、パブリックコメントなどを通じて、貴重なご意見やご提案をいただきましたみなさまに、心から感謝申し上げます。

令和7年3月

愛荘町長　有村　国知

目 次

第1章 計画づくりにあたって.....1
1 計画づくりの背景.....2
2 地域福祉と地域共生社会.....3
3 地域の範囲の考え方.....4
4 計画の位置づけ.....5
5 計画の期間.....6
6 計画づくりの体制.....7

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....9
1 統計データからみる愛荘町の特徴.....10
2 町民アンケート調査結果.....18
3 第4期計画の成果目標の状況.....31
4 主な課題のまとめ.....32

第3章 大切にしたい考え方.....33
1 計画の理念と指針.....34
2 計画の目標.....35

第4章 取組の展開.....37
つながり1 人と人とのつながり.....38
1 地域福祉意識の向上.....38
2 ボランティア活動・地域活動支援の強化.....40
3 多様な交流の促進.....43
つながり2 相談・支援とのつながり.....45
4 包括的な支援体制(重層的支援体制)の整備・強化.....45
5 福祉サービス等の充実.....47
6 多様な課題を抱える人への支援.....49
7 犯罪や非行から立ち直ろうとする人の支援【再犯防止推進計画】.....52
つながり3 情報・安心とのつながり.....54
8 必要とする人に届ける情報発信.....54
9 安全・安心な地域ネットワークの確立.....56
10 だれもが暮らしやすい地域づくり.....58

第5章 計画を進める体制.....61
1 協働による計画の推進.....62
2 計画の周知.....62
3 計画の点検・評価.....62

資料編.....63
1 愛荘町地域支援会議設置要綱.....63
2 愛荘町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....65
3 愛荘町地域福祉計画策定委員会傍聴要綱.....66
4 地域支援会議委員名簿.....68
5 策定経緯.....69

第１章　計画づくりにあたって

1 計画づくりの背景

人口減少・少子高齢化や核家族化[1]、ひとり暮らし高齢者の増加、社会環境やライフスタイル[2]の変化等により地域のつながりが薄れていることを背景とした自治会等への未加入者の増加や感染症の流行、自然災害に対する地域での対策、高齢化に伴う移動手段の確保、ひきこもりやヤングケアラー等、地域における課題は複雑化、多様化しています。

わが国では、令和3年4月に改正社会福祉法が施行され、社会的孤立[3]をはじめとした、8050 問題[4]や介護と育児のダブルケア[5]などの地域住民が抱える様々な課題に対して包括的な支援[6]を行うために「重層的支援体制整備事業[7]」を創設しました。

重層的支援体制整備事業の必須項目として誰一人取り残さないことを前提とした「属性を問わない相談支援」、相談者と社会のつながりをつくるための「参加支援」、場や居場所を整備する「地域づくりに向けた支援」の3つが掲げられています。

これまでは、人生の各段階等における「分野別」に社会保障制度を創設し、支援をしてきましたが、複合的な要因による課題、制度の狭間にあるため対応が難しい課題が年々増加しており、制度・分野ごとの「縦割り[8]」や支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画[9]し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。

滋賀県においても、滋賀県地域福祉計画の中で、「複合・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制（包括的・重層的支援体制）整備の推進」と「福祉人材のロールモデル[10]となる『滋賀の福祉人』づくり」が重点項目として掲げられており、庁内で連携して取り組むとともに地域共生社会を実現するために福祉人材の育成を進めています。

本町では、令和2年度（2020 年度）からの「第4期愛荘町地域福祉計画」をつくり、みんなが安心して暮らすことができるよう、住民一人ひとりが主体となり、みんなでつながり、支え合いながら、しあわせを分かちあう福祉のまちづくりを進めてきました。

この度、令和6年度（2024 年度）末に計画期間が終了することから「第5期愛荘町地域福祉計画」（以下、「本計画」。）をつくります。

---

[1] 核家族化：夫婦のみの世帯、夫婦と未婚の子どもで構成される世帯、ひとり親世帯など、祖父母と親、子どもの 3 世代以上が同居する家族ではない形態のこと。核家族化は、3 世代以上の同居が減少し、核家族が増える現象のこと。

[2] ライフスタイル：生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣等を含めた生活の送り方のこと。

[3] 社会的孤立：家族やコミュニティとほとんど接触がない状態のこと。

[4] 8050 問題：ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。高齢化した 50 代のひきこもりと、支え続ける 80 代の親を象徴し「8050 問題」といわれている。

[5] ダブルケア：子育てと親や親族の介護を同時に担っている状態のこと。

[6] 包括的な支援：一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするため、様々な事業や制度により、とりこぼしのない一体的な支援を行うこと。

[7] 重層的支援体制整備事業：支援体制を構築することを目的として、令和3年度に開始された事業。多機関の連携による属性や世代を問わない包括的な相談支援体制づくり、支援を必要とする人のニーズに対応した支援の体制づくりを通じた参加の支援、住民同士の顔の見える関係の育成や地域課題への取組を推進する地域づくりの3つの支援を一体的に実施する事業。

[8] 縦割り：組織が上下関係を中心に運営され、横の連絡をもたないこと。

[9] 参画：事業や政策に計画づくりの段階から加わること。

[10] ロールモデル：「ロール」は役割、「モデル」は見本を意味し、行動や考え方の模範となるもののこと。

2　地域福祉と地域共生社会

自分や家族に支援が必要になったときには、介護保険や障がい福祉などの公的な支援を受けることができます。しかし中には、ちょっとした困りごとなど、公的なサービスや制度では対応できない福祉課題も多くあります。

住民や地域で活動している団体、行政が連携して、様々な福祉課題の解決に向けて取り組むことで、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をつくり上げていく、という考え方や取組を「地域福祉」といいます。

たとえば、介護と育児を同時に行う「ダブルケア」や、高齢の親と無職独身の 50 代の子が同居しているいわゆる「8050 問題」等、様々な分野の課題が絡みあって複雑化する問題には、分野を超えた連携を進め、包括的に支援することが求められており、「地域共生社会」の実現をめざすことが示されました。

「地域共生社会」とは、高齢者や障がいのある人、子ども等のすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高めあうことをめざすものです。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉等の公的サービスと協働[11]して助け合いながら暮らすことのできる仕組みづくりが進められています。

出典：厚生労働省「地域共生社会ポータルサイト」

地域共生社会の実現に向け、住民の参画と協働が必要とされている中で、住民一人ひとりが生活課題を**「他人事」ではなく、「我が事」として捉え、地域づくりに参加するきっかけとなる役割も、地域福祉計画は担っています。**

[11] 協働：住民・行政・企業など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重しあい、資源を出しあいながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

3　地域の範囲の考え方

地域福祉を効果的に進めていくためには、町全体で取り組むこと、小学校区や各自治会等で取り組むこと、より身近な場所で取り組むことなど、重層的な推進体制が必要です。

隣近所のつながりや自治会等の地域団体による身近な地域の支え合い活動を行う「自治会圏域」、区域ごとに関係機関等が連携して専門的な相談支援を行う「小学校圏域」、分野ごとの専門機関等において町全体の課題把握や解決、複合的な問題への対応、政策形成を行う「全町圏域」とし、取組の推進にあたって行政、町社会福祉協議会が連携・支援します。

■圏域別の課題解決・支援体制のイメージ図

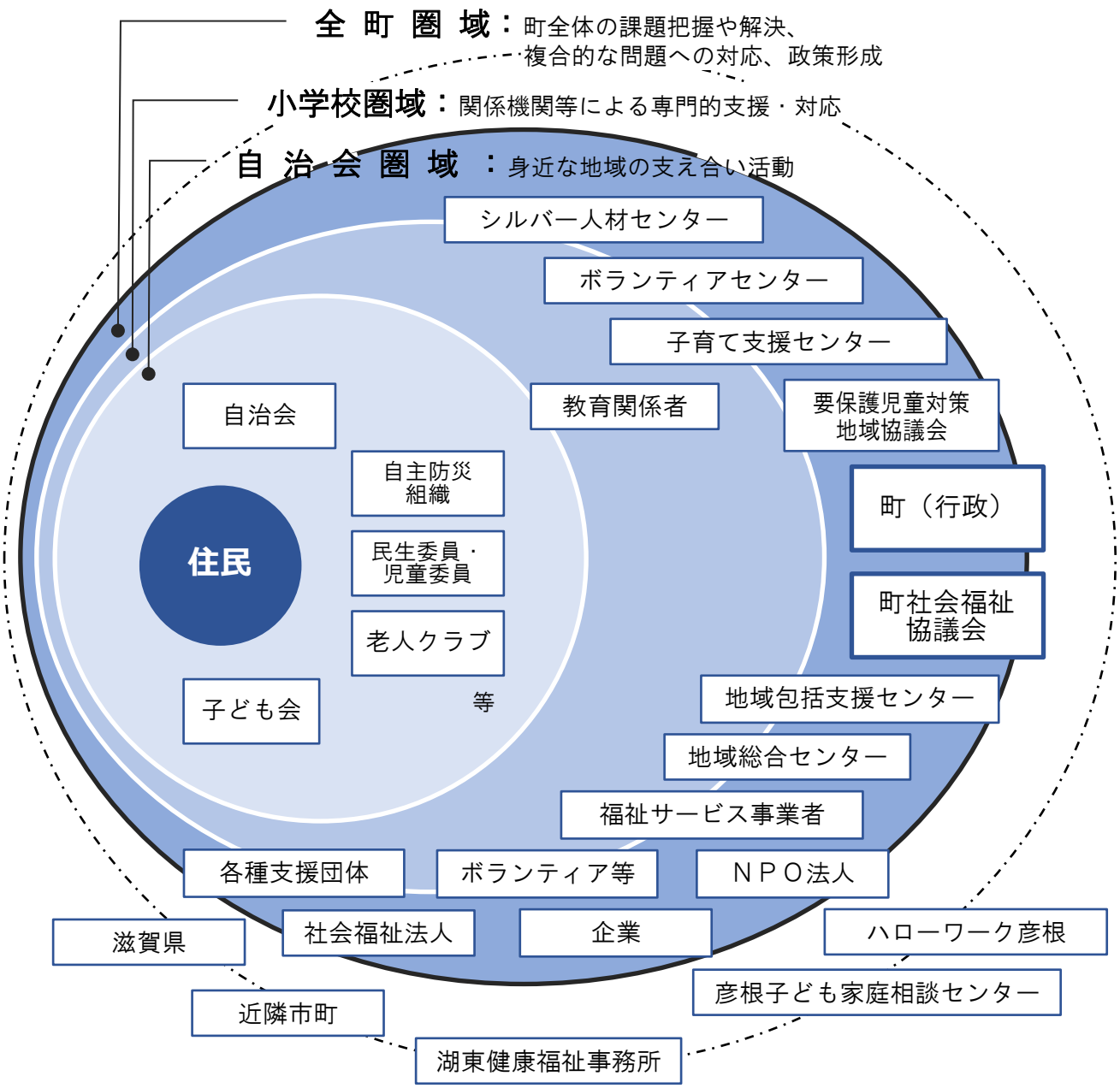

4 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。本町における地域福祉を推進することを目的に、「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

また、愛荘町社会福祉協議会（以下、「町社会福祉協議会」。）の「第3次愛荘町地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）」は、地域福祉を目的とする民間の活動・行動計画であり、地域における課題や地域福祉の理念等を本計画と共有し、活動の密接な連携を確保しています。なお、本計画には再犯防止推進計画の内容を含みます。

本計画は、第2次愛荘町総合計画に基づき、めざすまちの姿や取組の方向を踏まえるとともに、個別の福祉計画の上位計画として位置づけています。また、第2期愛荘町みらい創生戦略において、持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）の視点を踏まえた、経済・社会・環境をめぐる幅広い課題への統合的な取組を進めています。本計画においても、その視点に基づき取組を進めます。

■計画の位置づけ（イメージ図）

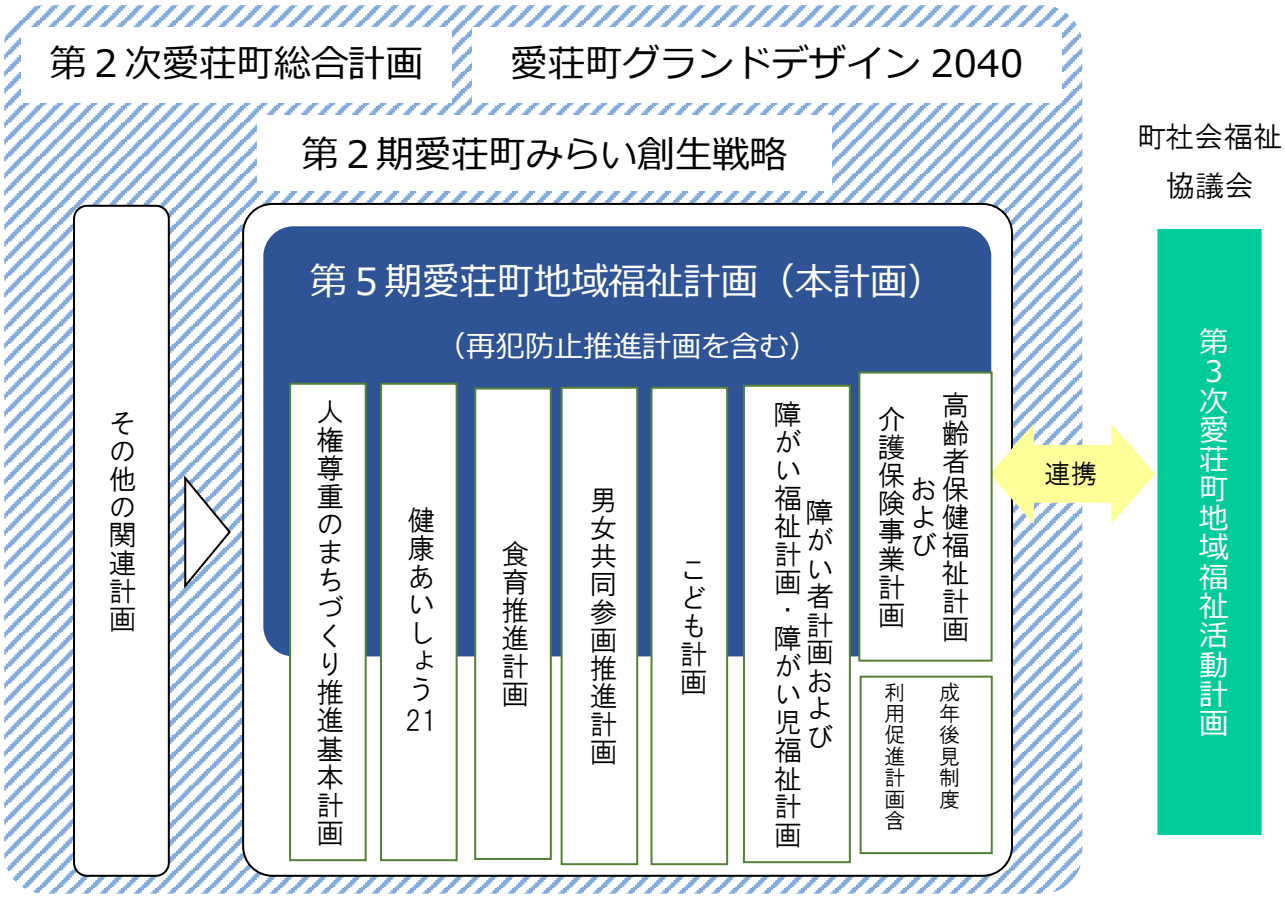

持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）とは

持続可能な開発目標－SDGs（Sustainable Development Goals）は平成27 年、国連において採択された、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 の目標と 169 のターゲットを定め、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、社会経済や環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組む国際社会の目標です。

■各計画の法的根拠等

≪地域福祉計画≫

社会福祉法第 107 条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域の将来を見据えた地域福祉の在り方や推進に向けた方向を定める行政（市町村）の計画です。

平成 30 年（2018 年）４月に地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法が改正され、地域福祉計画をつくることが市町村の努力義務とされました。

また、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として追加されました。

≪再犯防止推進計画≫

平成 28 年（2016 年）に施行された再犯の防止等の推進に関する法律第８条の規定に基づく計画で、犯罪をした人や服役を終えた人の中で、安定した仕事や住居がない人、思うように社会復帰ができない人などの再犯を防止するため、継続的に社会復帰を支援する計画です。

5 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和 11 年度までの5年間とします。なお、社会経済情勢や制度の見直し等、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

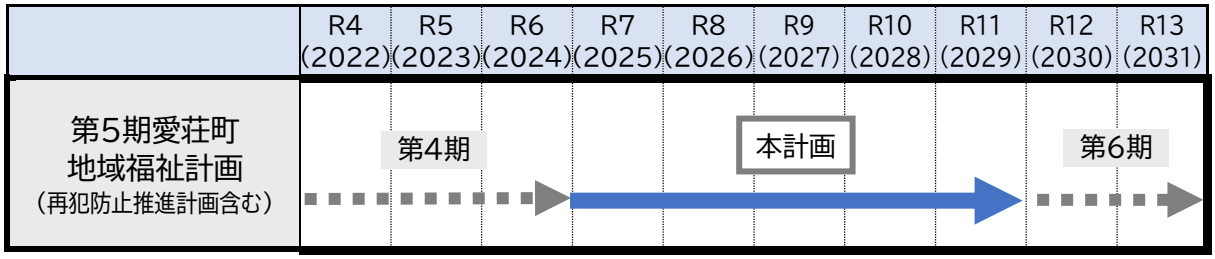

6 計画づくりの体制

(1)愛荘町地域支援会議における検討

本計画をつくるにあたり、学識経験者、関係機関の代表者、各種団体の代表者、民間事業者の代表者等で構成された「愛荘町地域支援会議」において、計画について、検討、審議を行いました。

(2)地域福祉に関する町民アンケート調査の実施

本調査は、本町にお住まいの方と町内の中学校に通学中の中学生を対象に、ふだんの生活や福祉に関するお考えを聞き、調査結果を踏まえ、本町の実態に即した計画とするため実施しました。

■ 調査地域：愛荘町

■ 調査対象者、調査期間、調査方法

アンケート種別	調査期間	調査方法
住民アンケート	令和5年 12 月	郵送配布・郵送回収、 WEB 回答による本人記入方式
中学生アンケート	令和5年 11 月～12 月	WEB 回答

■ 回収結果

アンケート種別	配布数	有効回収数	回収率
住民アンケート	2,000 件	863 件	43.2%
中学生アンケート	739 件	590 件	79.8%

(3)パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、本町の政策を定める際に、住民からの意見を政策形成に反映させるため、その原案を住民に公表し、それに対する意見や提案を原案に活かせるかどうか検討し、その経過や結果を公表する制度です。本計画に対する意見を住民等に広く求めるため、パブリックコメントを実施しました。

第２章　地域福祉を取り巻く現状と課題

1 統計データからみる愛荘町の特徴

(1)人口・世帯等の状況

①人口の推移と将来推計

人口は増加傾向にあり、2020 年では 20,893 人と過去最高となっていますが、今後は、減少に転じると予測されています。

年齢3区分別にみると、年少人口(0～14 歳)は 2015 年をピークに、生産年齢人口(15～64 歳)は 2030 年をピークに減少に転じますが、老年人口(65 歳以上)は一貫して増加傾向となることが見込まれます。

年齢3区分別の人口比を国・県と比較すると、本町は国・県よりも年少人口、生産年齢人口の割合が高い一方、老年人口の割合が低くなっています。

■人口の推移と将来推計

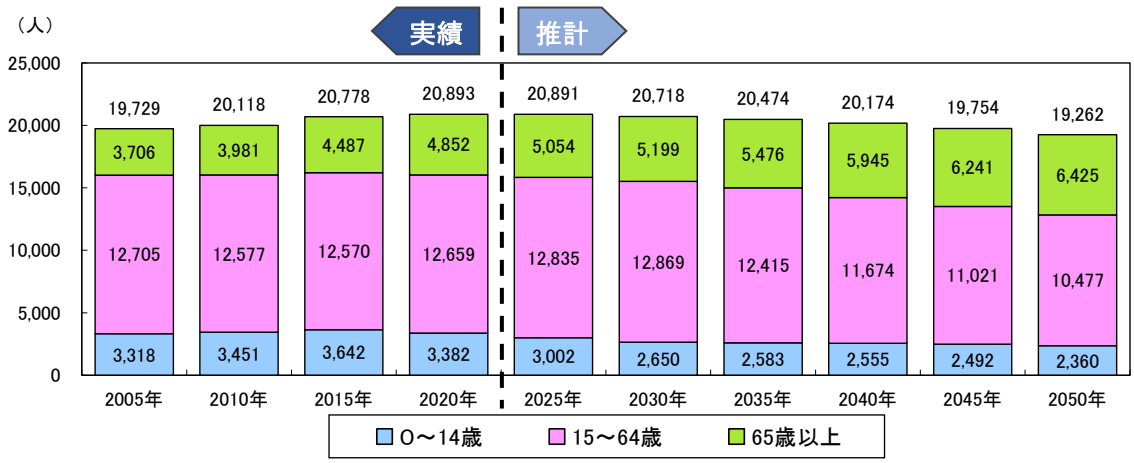

資料:国勢調査、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(令和5(2023)年推計)

■年齢３区分別人口比 (2020 年)

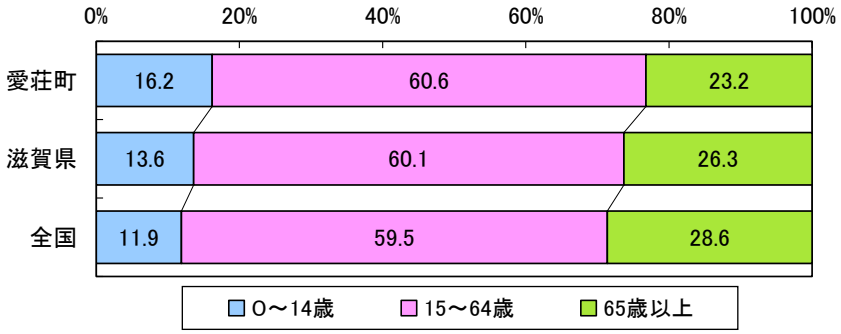

※年齢不詳を含まない。 資料:国勢調査

②自然動態の推移

自然動態（出生と死亡による人口の変化）は平成 30 年以降、死亡人数が出生人数を上回っており、令和4年では 77 人の減少となっています。

■自然動態の推移

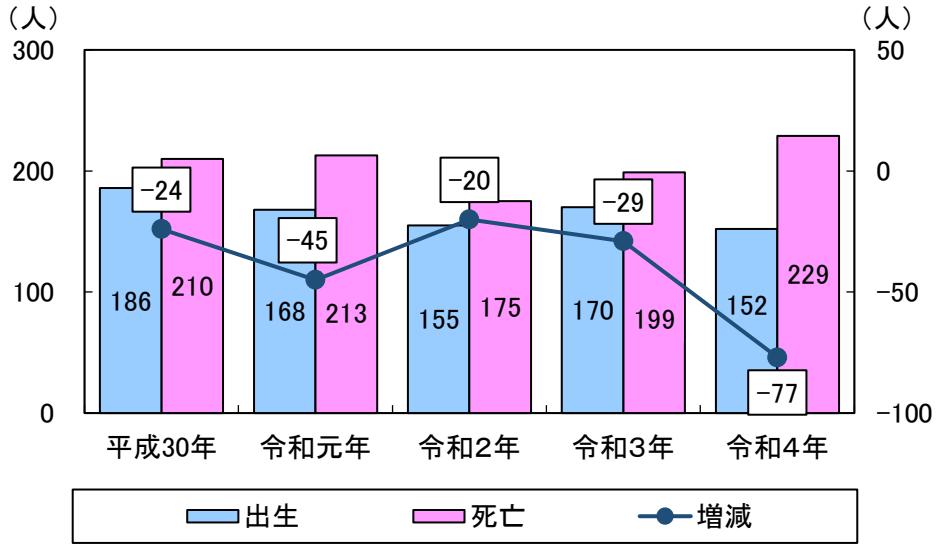

資料：滋賀県推計人口年報

③社会動態の推移

社会動態（転入と転出による人口の変化）は平成 30 年の社会減から令和元年以降は社会増が続いており、令和4年には転入人口が転出人口を 44 人上回っています。

■社会動態の推移

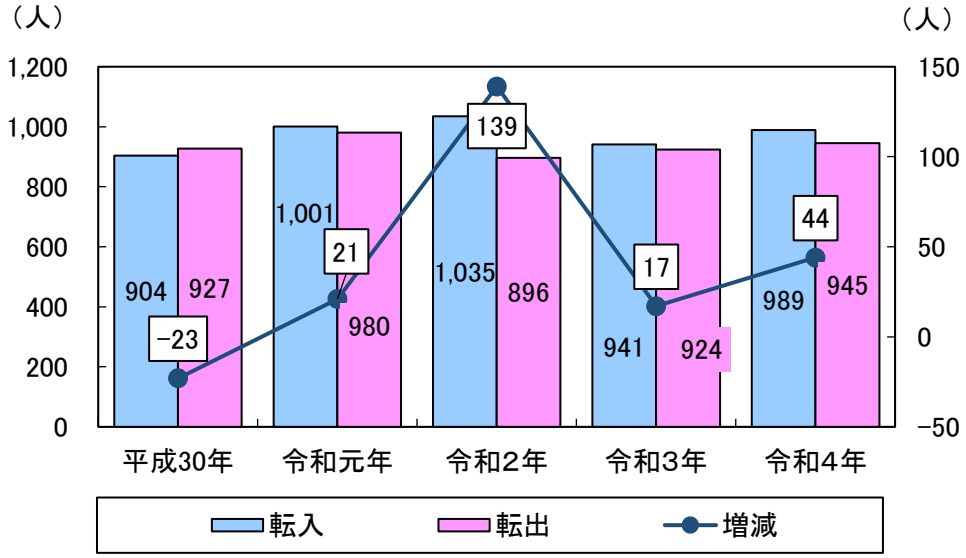

資料：滋賀県推計人口年報

④世帯数の推移

世帯数は、平成 17 年以降、増加傾向となっています。一方、一世帯当たり人員は、平成 22 年以降3人を下回り、令和2年で 2.64 人となっています。

■世帯数および一世帯当たり人員の推移

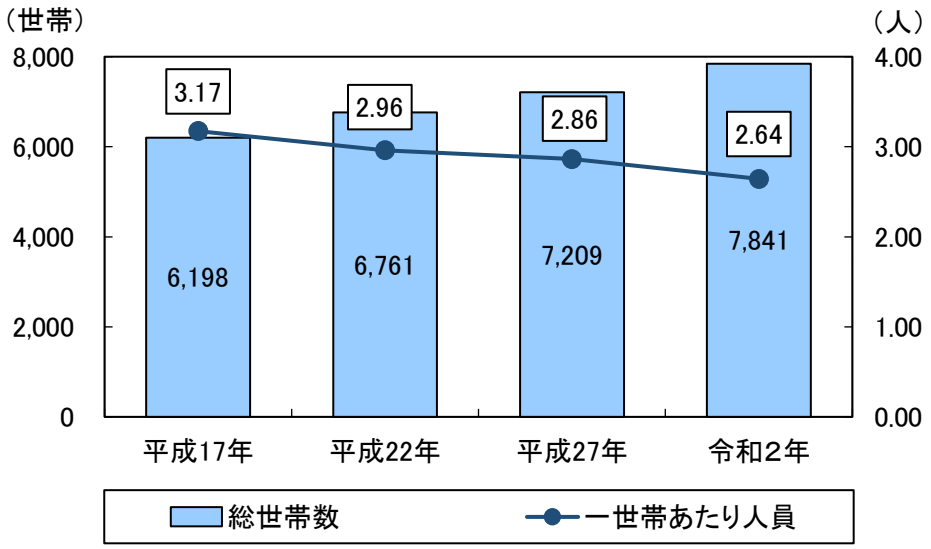

資料：国勢調査

⑤世帯類型の状況

世帯類型は、単身世帯の割合が上昇しており、令和2年では3割を上回っています。

■世帯類型の推移（経年比較）

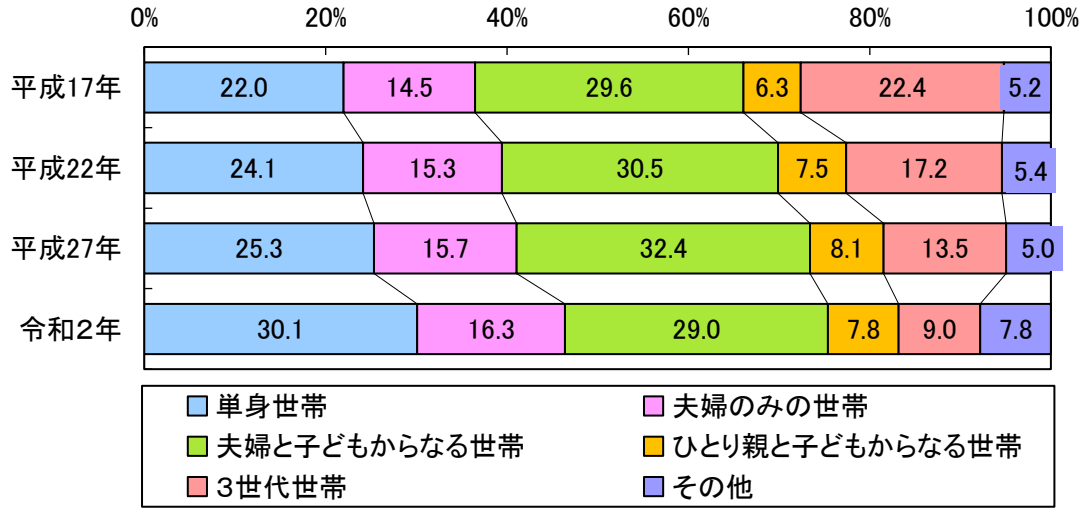

資料：国勢調査

(2)高齢者の状況

①高齢者のいる世帯の推移

65 歳以上のいる世帯は増加傾向にありますが、令和2年には一般世帯に占める 65 歳以上のいる世帯の比率が低下に転じています。一方で 65 歳以上夫婦のみの世帯、65 歳以上単身世帯は増加し続けています。

■高齢者のいる世帯の推移

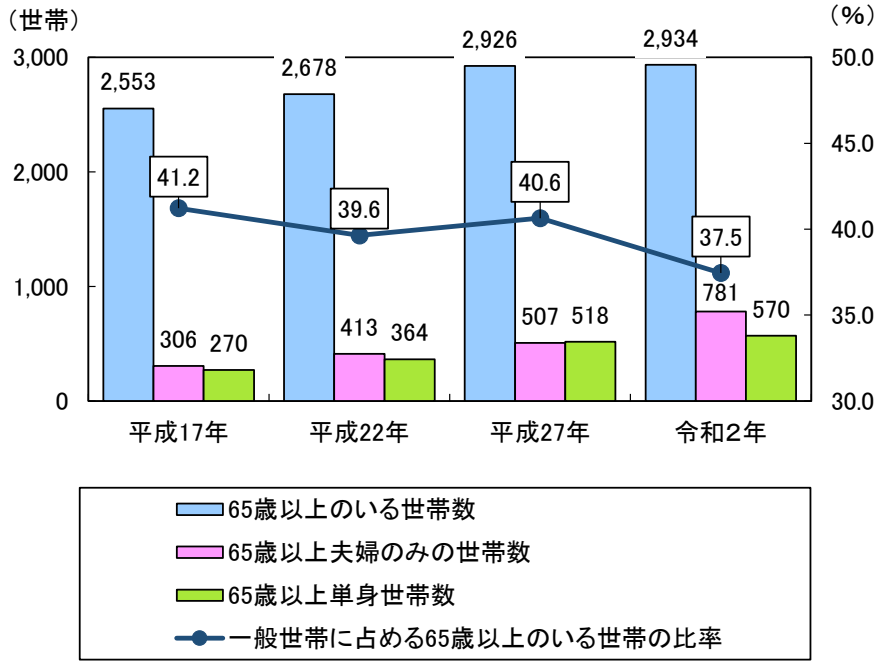

資料:国勢調査

②要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、特に要支援Ⅰ～要介護Ⅰまでの軽度者の増加が大きくなっています。

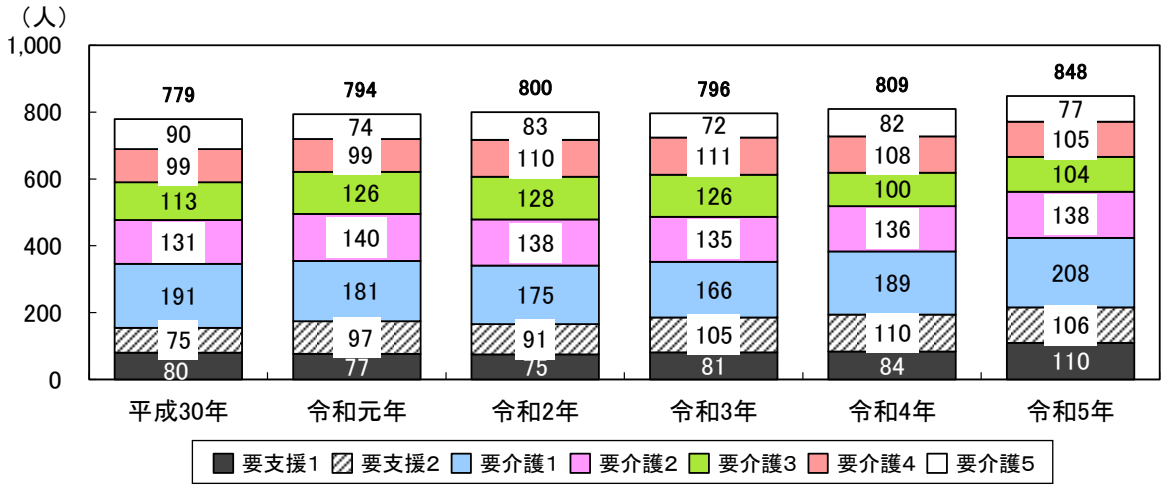

資料:地域包括ケア「見える化システム」(各年3月末時点)

(3)障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は、令和3年度まで増加が続いていましたが、令和4年度で減少に転じています。

■障害者手帳所持者数の推移

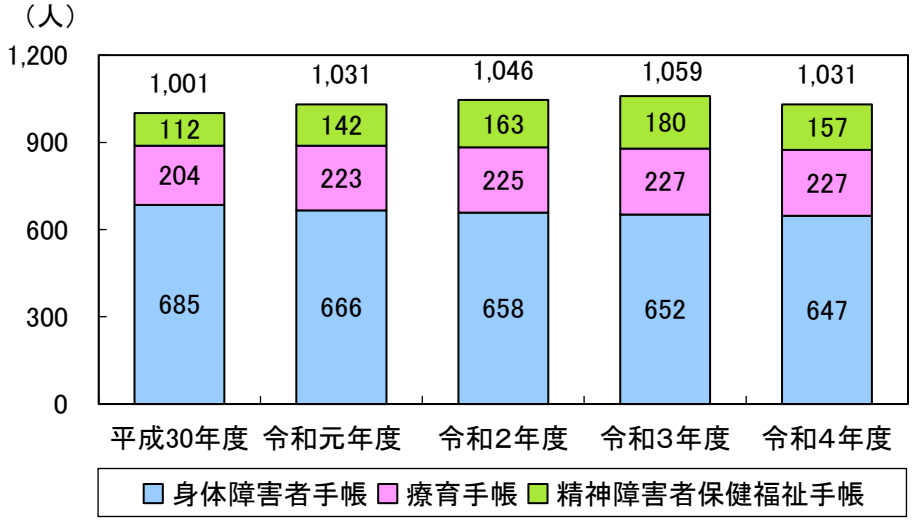

資料：愛荘町（各年度3月末現在）

(4)ひとり親世帯に関する状況

ひとり親世帯数は、母子世帯が増加傾向となっており、平成 17 年から令和2年にかけて倍増しています。

■ひとり親世帯数の推移

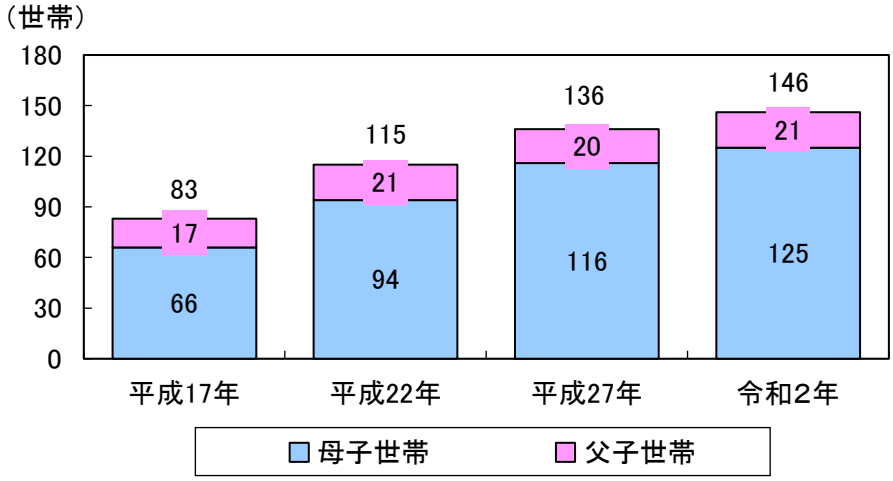

資料：国勢調査

(5)再犯の状況

滋賀県における再犯者率は低下傾向にあり、近年では全国よりも低い水準となっていますが、令和4年においても再犯者率は4割を超えています。

■再犯者数および再犯者率の推移

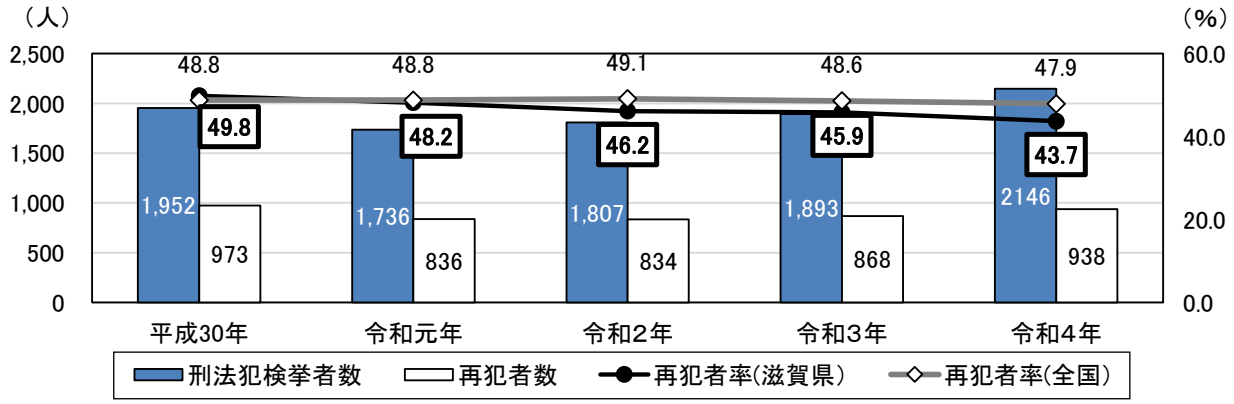

資料：滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課、法務省

(6)生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数、被保護者数ともに増加傾向となっており、保護率も令和2年以降上昇しています。

■生活保護の被保護世帯数等の推移

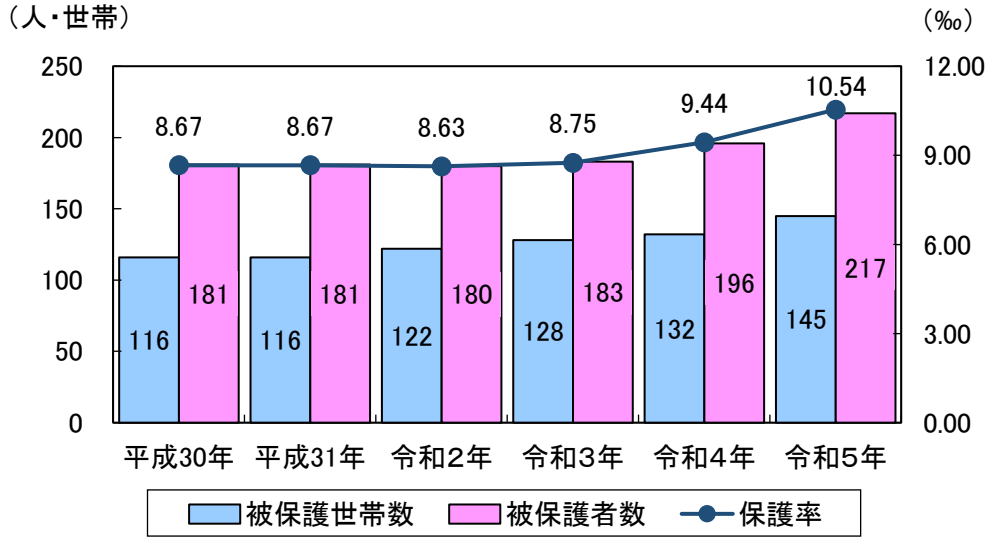

資料：愛荘町各年３月現在

(7)地域福祉を支える社会資源の状況

①老人クラブの状況

老人クラブの会員数は、減少傾向となっており、65 歳以上に占める割合も低下し、令和5年では37.1%となっています。

■会員数および加入率の推移

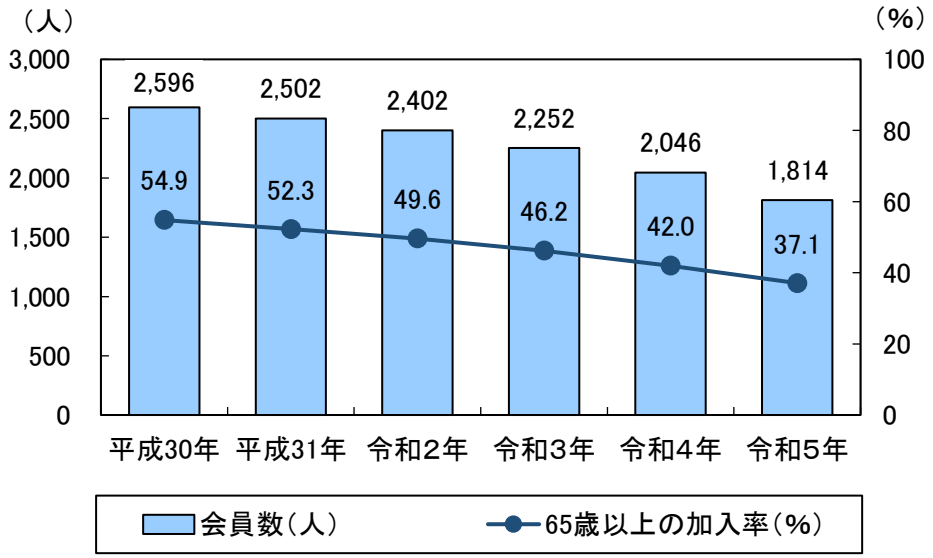

資料：愛荘町（各年4月1日現在）

②災害対策に関する状況

避難行動要支援者[12]登録者数は、増減を繰り返しつつ増加傾向となっています。自主防災組織[13]数は令和3年に1組織増加し、37 組織となっています。災害ボランティア数は横ばいが続いていましたが、令和5年で増加し、28 人となっています。

■避難行動要支援者対象者数と登録者数の推移

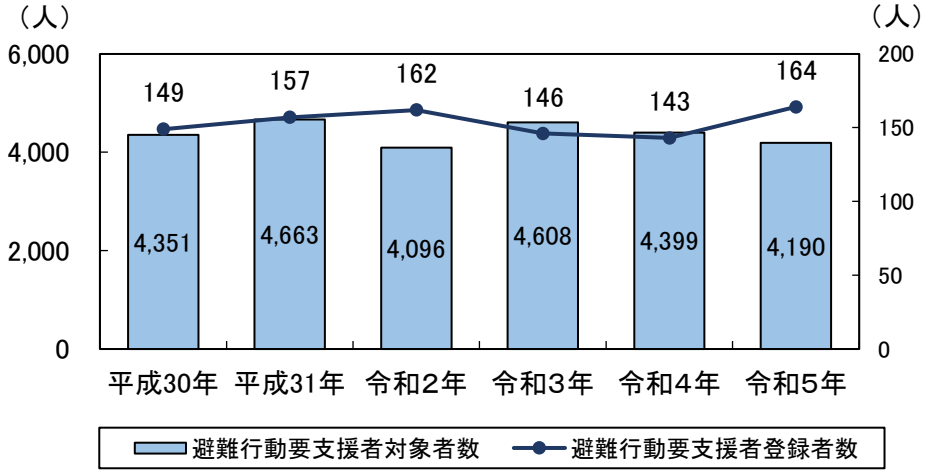

資料：愛荘町（各年4月1日現在）

[12] 避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。

[13] 自主防災組織：地域住民による任意の防災組織をいう。主に町内会（自治会）等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

■自主防災組織数の推移

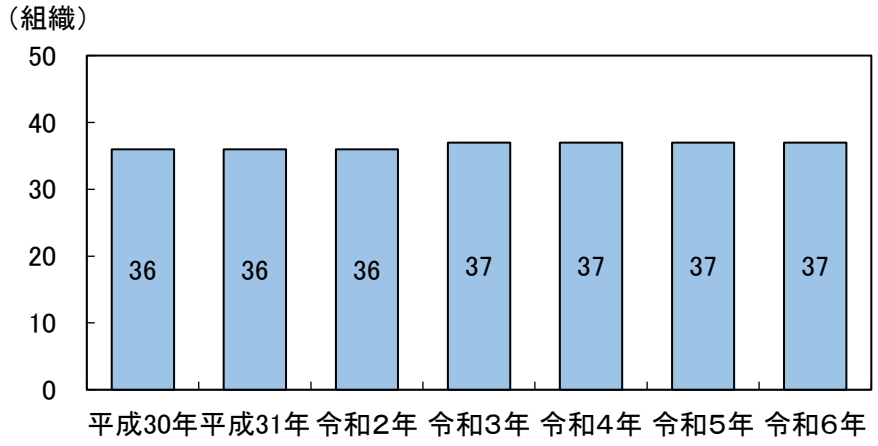

資料：愛荘町（各年4月1日現在）

■災害ボランティア数の推移

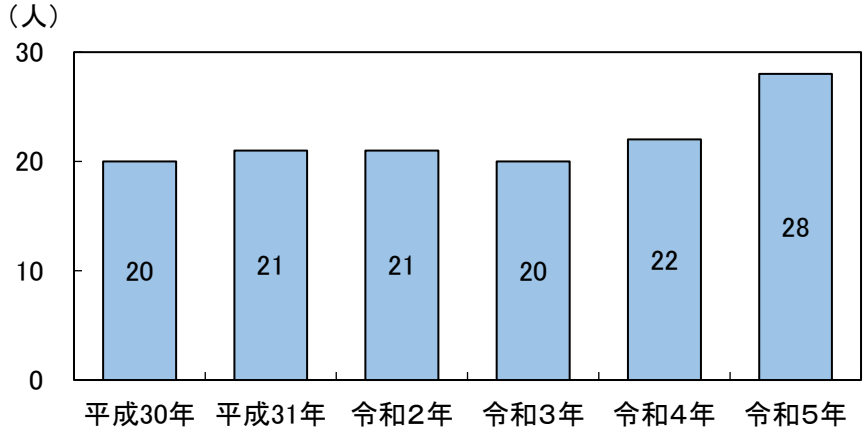

資料：愛荘町（各年4月1日現在）

2 町民アンケート調査結果

(1)地域福祉に関する町民アンケート調査

①「地域」の範囲

「地域」という意識がある範囲についてみると、若い世代では「自治会」の割合が他の年代よりも低くなっています。

■「地域」の範囲（年齢別）

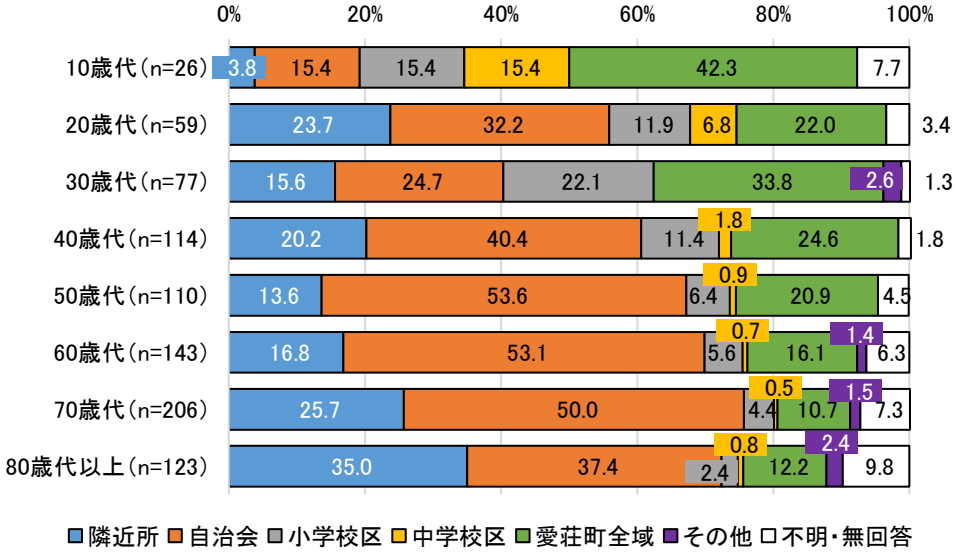

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

②近所付きあい

日ごろの隣近所との付きあいについてみると、年齢が低くなるほど、近所付きあいがない傾向にあります。

■近所付きあいの程度（年齢別）

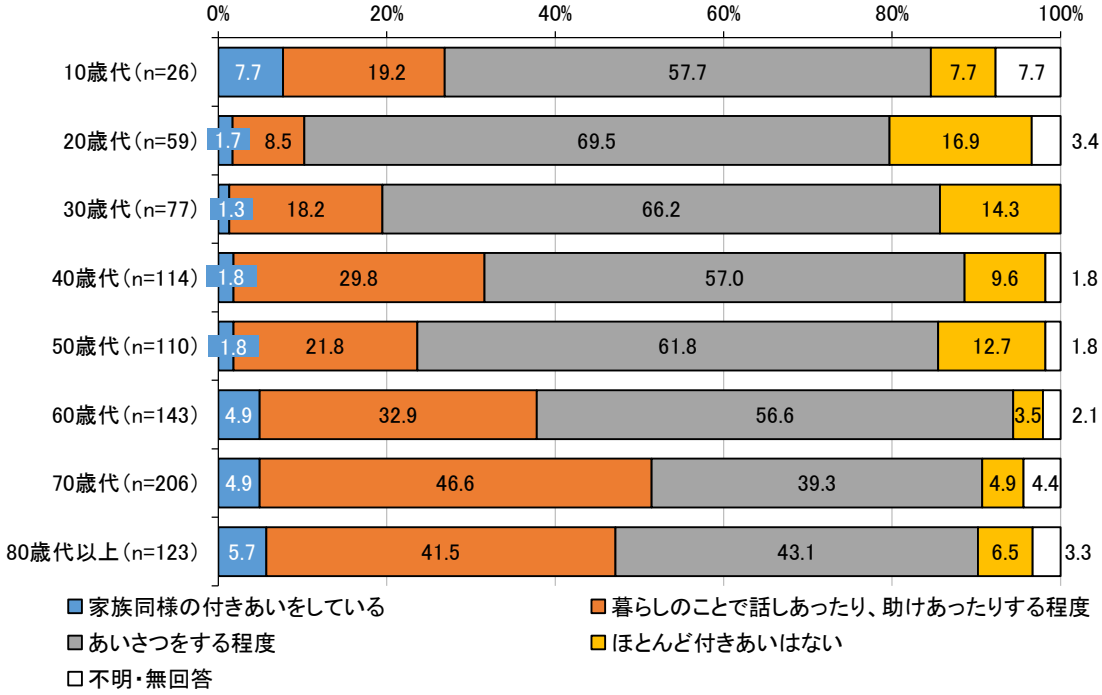

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

③「地域」への愛着

「地域」への愛着について、年齢が上がるほど、愛着を感じている割合が高くなっています。また、中学生では、愛荘町を「好き」という割合が5割未満となっています。

■「地域」への愛着（年齢別）

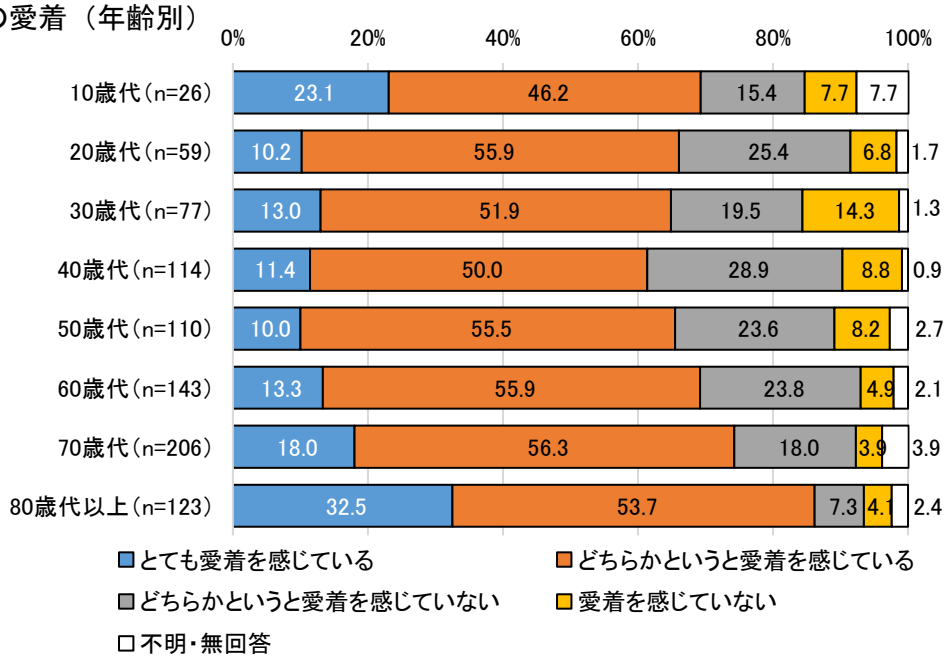

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

■愛荘町を好きか（中学生）

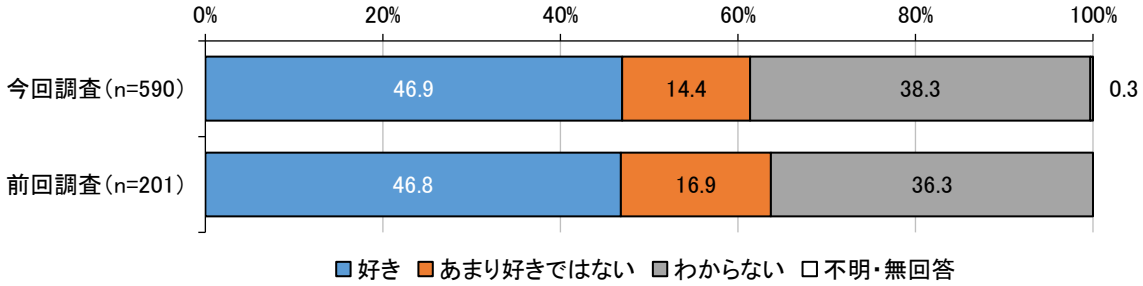

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

④相談先

困っていることや、悩みや不安の相談先についてみると、家族・親戚、友人・知人など、身近な人が多くなっています。また、「相談しない」が約1割となっています。

■困っていることや、悩みや不安の相談先

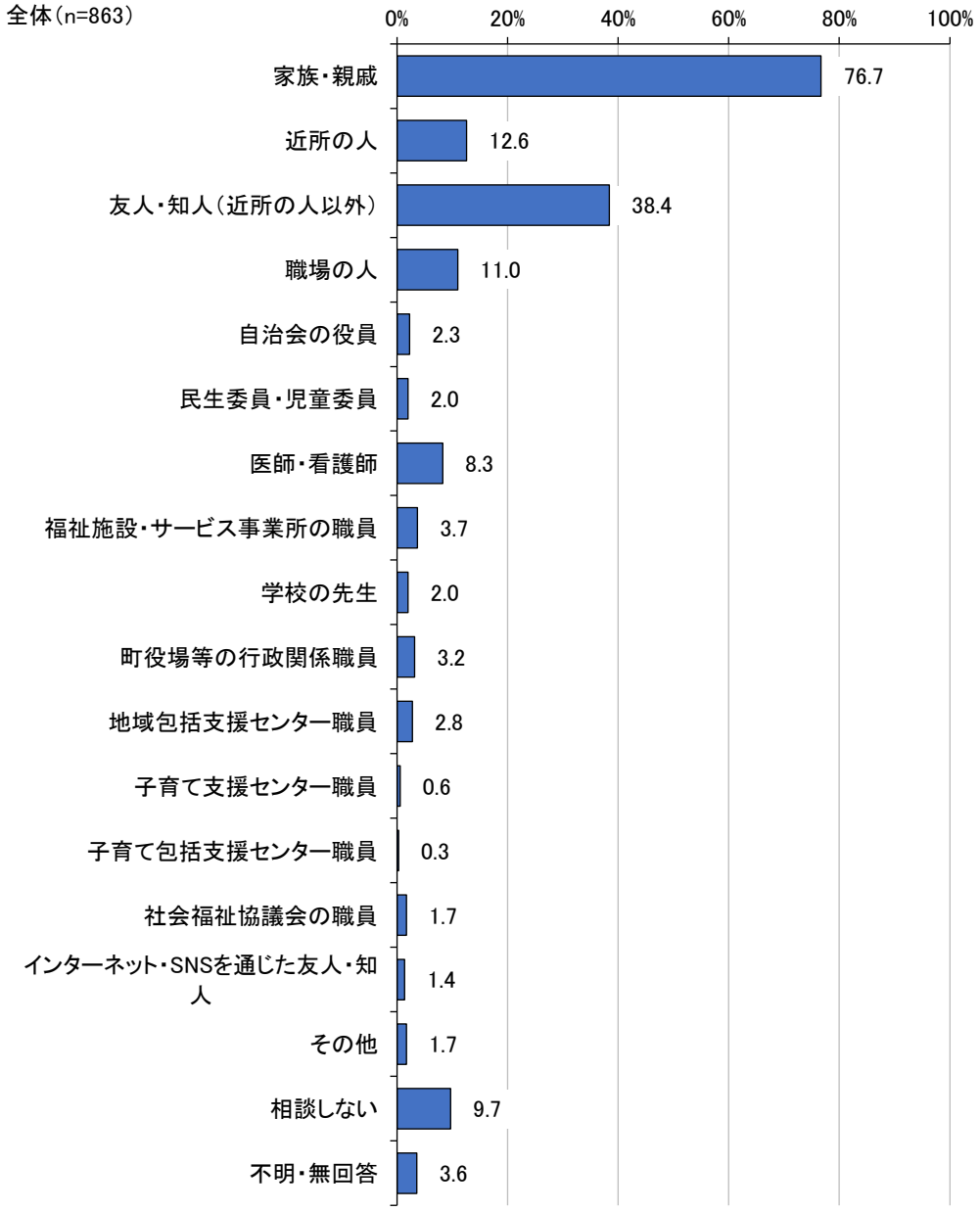

⑤コロナ禍の変化と経済的な負担感

コロナ禍を経て「悪くなった」ことについて、「地域・社会とのつながり」「生活の経済面」の割合が高くなっています。また、30 歳代、40歳代で「ゆとりがある生活ができている」の割合が低くなっています。

■コロナ禍を経た変化

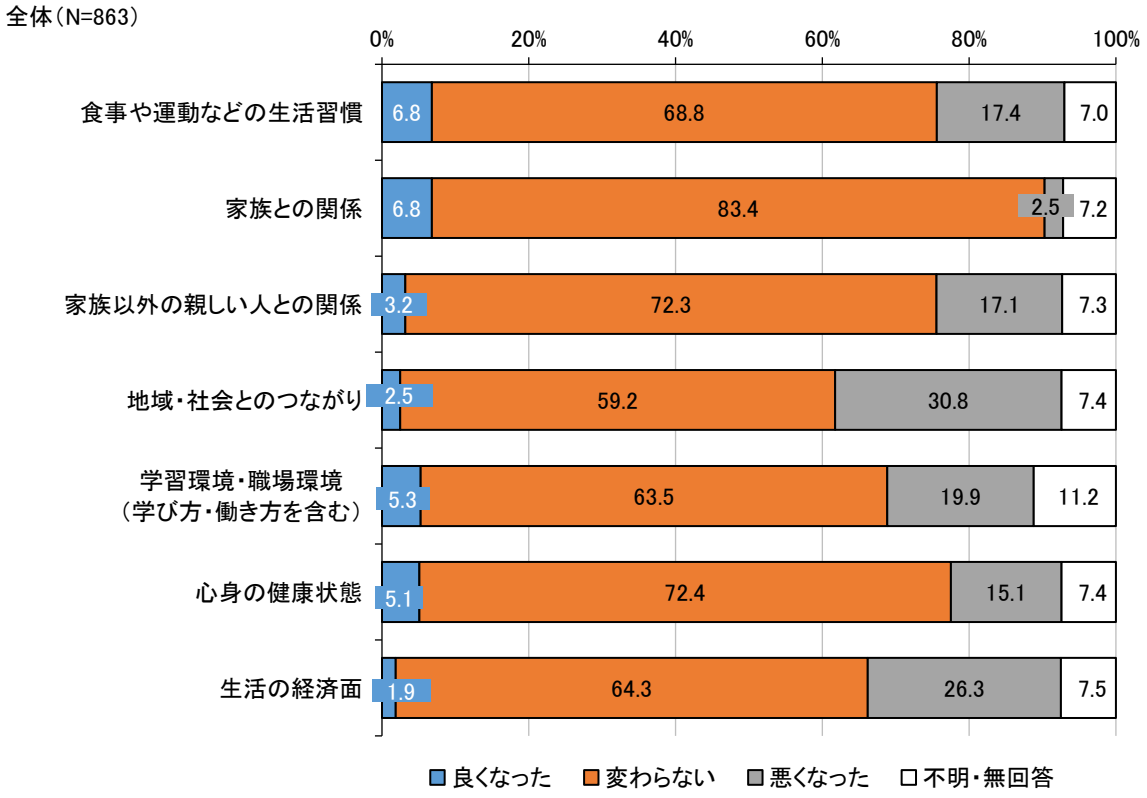

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

■生活の経済面（年齢別）

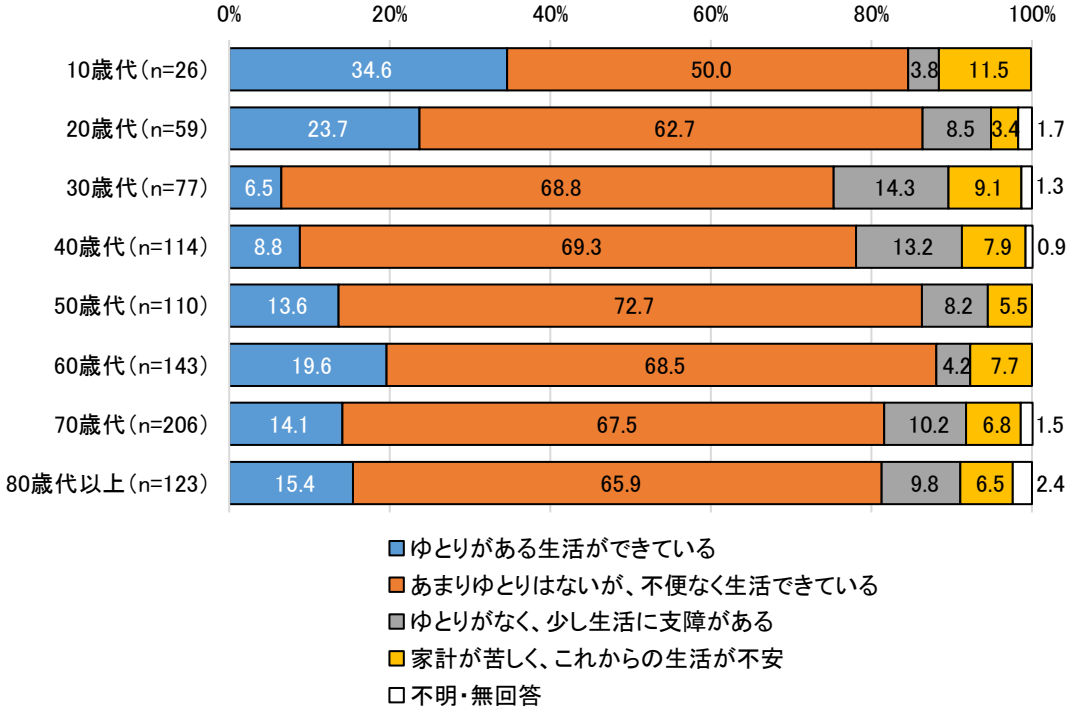

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

⑥福祉に関する情報の入手方法

福祉に関する情報の入手方法について、40歳代以上では「広報あいしょうや社協あいしょう」が最も高く、30 歳代以下では、「インターネットや SNS[14]」が最も高くなっています。

■福祉に関する情報の入手方法（年齢別）

1位　2位　3位

単位：%		新聞	テレビ・ラジオ	インターネットやSNS	防災行政無線	広報あいしょうや社協あいしょう	町のホームページ	町が行う説明会	町の職員（福祉部局の課）	町の職員（福祉部局以外の課）	社会福祉協議会の職員
年齢別	10歳代（n=26）	0.0	**34.6**	**57.7**	3.8	19.2	7.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	20歳代（n=59）	10.2	23.7	**57.6**	11.9	30.5	11.9	0.0	3.4	0.0	1.7
	30歳代（n=77）	7.8	29.9	**57.1**	10.4	**51.9**	13.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	40歳代（n=114）	19.3	31.6	**44.7**	9.6	**57.0**	21.1	0.0	4.4	0.0	0.9
	50歳代（n=110）	34.5	35.5	**40.0**	19.1	**63.6**	20.9	1.8	5.5	1.8	2.7
	60歳代（n=143）	42.0	**48.3**	29.4	20.3	**58.0**	13.3	3.5	9.1	0.7	6.3
	70歳代（n=206）	44.2	50.0	9.7	30.6	**67.5**	12.1	5.3	7.8	1.9	6.3
	80歳代以上（n=123）	45.5	**51.2**	4.9	33.3	**60.2**	14.6	6.5	26.0	4.1	13.0

単位：%		民生委員・児童委員	自治会（区長）など地域の役員	自治会の回覧板などのお知らせ	図書館や公民館など施設の掲示	利用している福祉施設	家族・知人・友人	その他	不明・無回答
年齢別	10歳代（n=26）	0.0	3.8	3.8	7.7	0.0	26.9	3.8	0.0
	20歳代（n=59）	1.7	0.0	13.6	5.1	3.4	**47.5**	0.0	0.0
	30歳代（n=77）	1.3	1.3	22.1	5.2	9.1	32.5	2.6	0.0
	40歳代（n=114）	0.0	0.0	29.8	7.9	2.6	22.8	3.5	0.0
	50歳代（n=110）	2.7	11.8	32.7	1.8	4.5	18.2	1.8	0.0
	60歳代（n=143）	3.5	11.9	44.1	4.2	7.7	24.5	2.1	0.7
	70歳代（n=206）	5.3	15.0	**52.4**	3.9	7.3	31.6	1.9	1.5
	80歳代以上（n=123）	17.1	18.7	45.5	4.9	13.8	38.2	6.5	0.8

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

[14] SNS：個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

⑦福祉に関する団体等の認知度

福祉に関する団体等の認知度について、全体では社会福祉協議会が最も高くなっています。年齢別では、30 歳代以下では「子育て支援センター」が、40 歳代以上では「社会福祉協議会」が、それぞれ最も高くなっています。また、60～70 歳台において「老人クラブ」の認知度が他の年代より高くなっています。

■福祉に関する団体の認知度

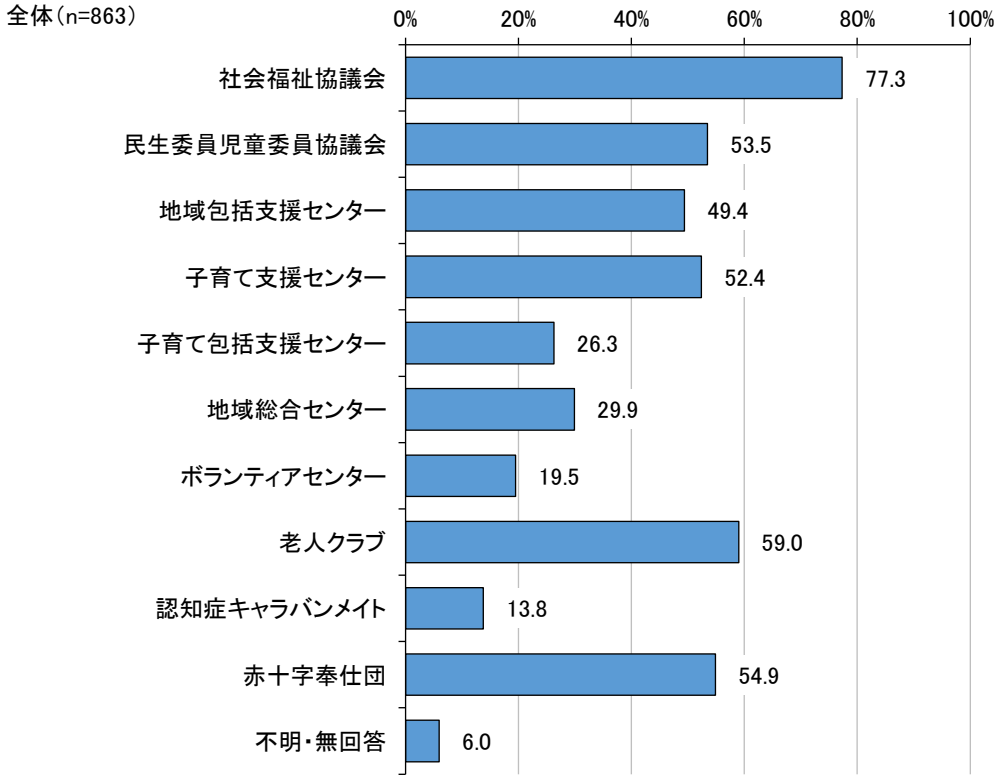

■福祉に関する団体の認知度（年齢別）

1位　2位　3位

単位：%		社会福祉協議会	民生委員児童委員協議会	地域包括支援センター	子育て支援センター	子育て包括支援センター	地域総合センター	ボランティアセンター	老人クラブ	認知症キャラバンメイト	赤十字奉仕団	不明・無回答
年齢別	10歳代（n=26）	34.6	7.7	19.2	65.4	19.2	15.4	7.7	26.9	3.8	15.4	26.9
	20歳代（n=59）	50.8	32.2	40.7	64.4	20.3	27.1	13.6	33.9	6.8	27.1	10.2
	30歳代（n=77）	54.5	35.1	28.6	77.9	24.7	26.0	13.0	29.9	6.5	27.3	9.1
	40歳代（n=114）	74.6	38.6	32.5	71.1	31.6	24.6	10.5	46.5	5.3	33.3	1.8
	50歳代（n=110）	75.5	51.8	43.6	54.5	20.9	21.8	18.2	55.5	6.4	56.4	8.2
	60歳代（n=143）	89.5	69.2	58.0	50.3	29.4	39.9	20.3	76.2	21.7	74.1	4.2
	70歳代（n=206）	92.7	65.5	62.1	41.7	30.1	35.0	27.2	74.8	19.9	68.0	2.9
	80歳代以上（n=123）	78.0	63.4	63.4	29.3	22.8	30.1	25.2	65.9	19.5	69.1	5.7

⑧福祉に関する制度や事業の認知度

各制度や事業について知っているかという問いに対し、[成年後見制度]では「はい」が4割台と他の項目に比べ高くなっています。

■制度や事業の認知度

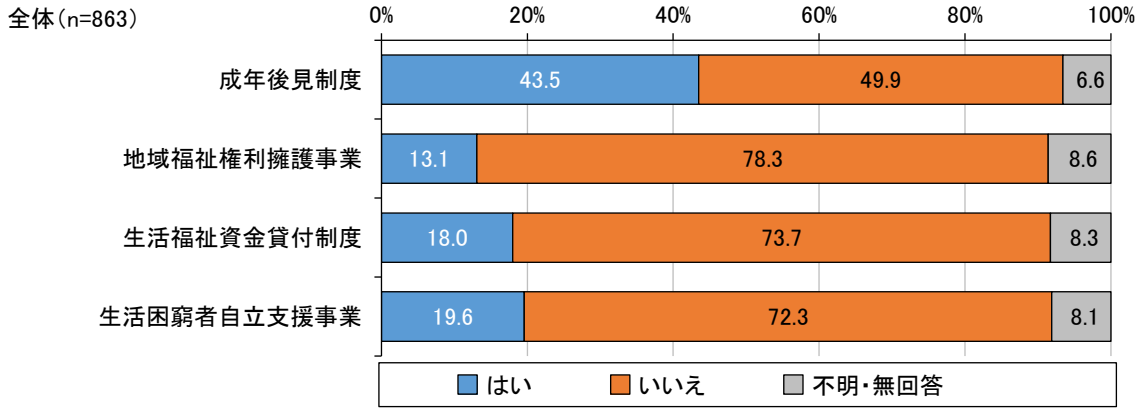

⑨自治会への加入

自治会への加入についてみると、「加入している」が 81.8%、「加入していない」が 6.5%となっています。前回調査との比較では、「加入していない」の割合が 4.0%減少しており、「わからない」が増加しています。また。居住年数が短い人で「加入している」割合が低くなっています。

■自治会への加入状況

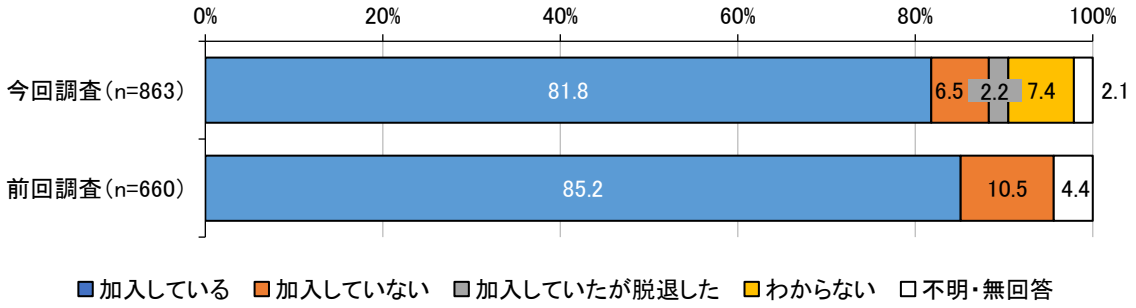

資料:地域福祉に関する町民アンケート調査(令和5年)

■自治会への加入状況（居住歴別）

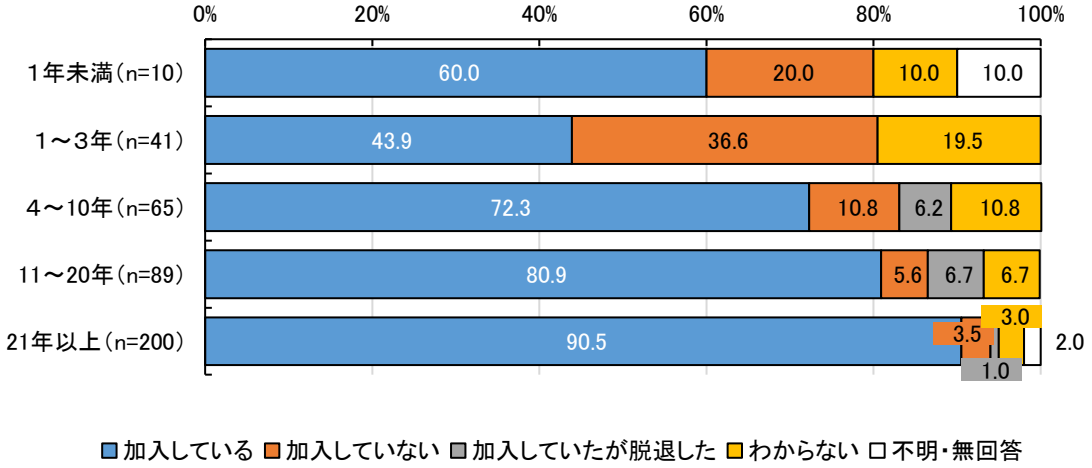

資料:地域福祉に関する町民アンケート調査(令和5年)

⑩地域活動への参加

地域活動への参加についてみると、「参加している」では、「日ごろの自治会活動・行事・祭りなど」が41.1%と最も高く、次いで「老人クラブ」が 15.2%、「サークル活動やスポーツ活動」が 11.6%となっています。

一方、「参加していない（地域活動）」として、「サークル活動やスポーツ活動」と答えた人が 44.8%と最も高く、次いで「町のイベント」が 39.6%、「サロン活動」が 31.5%となっています。

■地域活動への参加状況（今回調査）

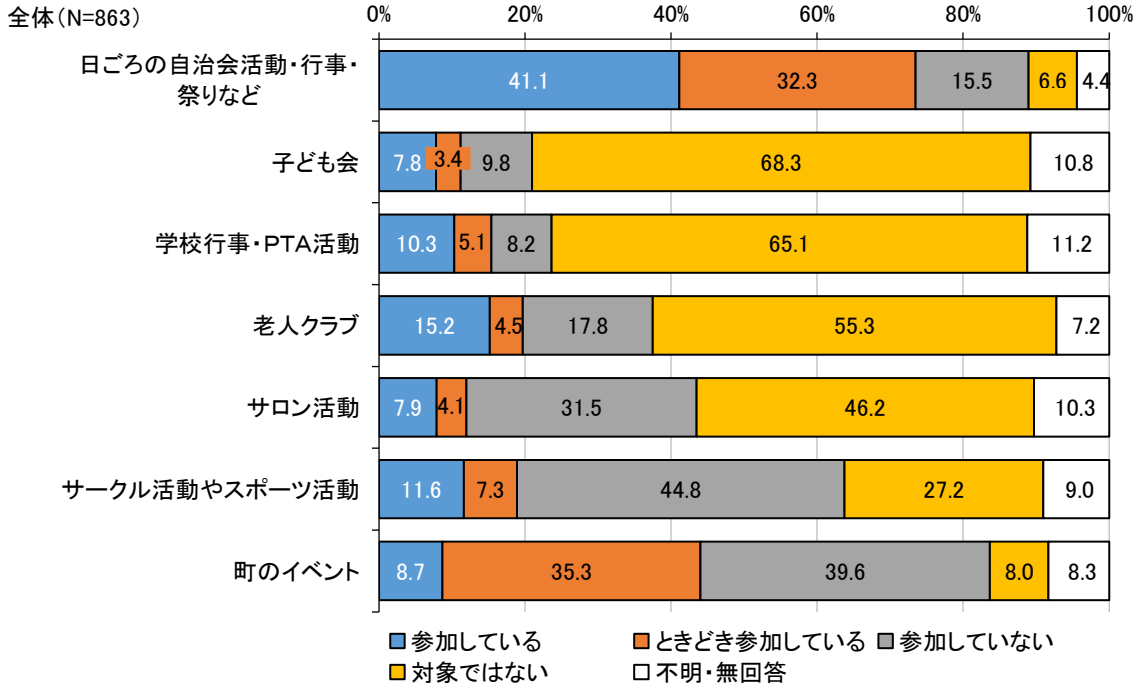

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

■地域活動への参加状況（前回調査）

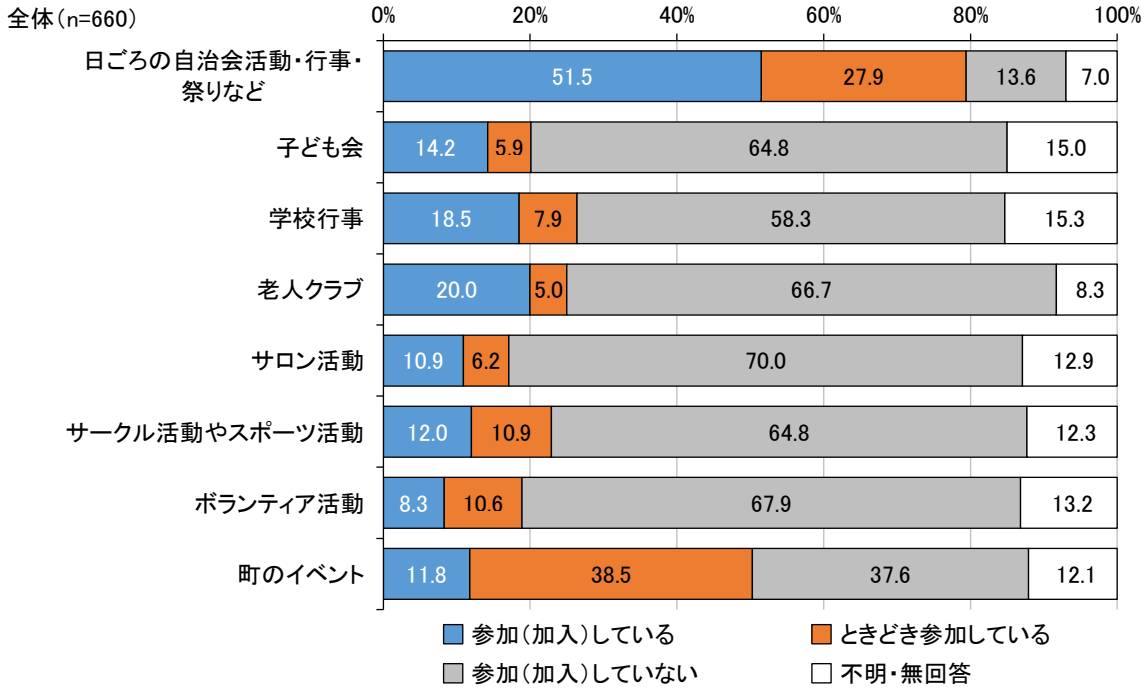

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（平成 30 年）

⑪地域活動に参加していない理由

参加していない理由についてみると、「活動に興味がない」が 28.7%と最も高く、次いで「参加する機会がない」が 25.6%、「やりたい活動がない」が 23.8%となっています。

■活動に参加していない理由

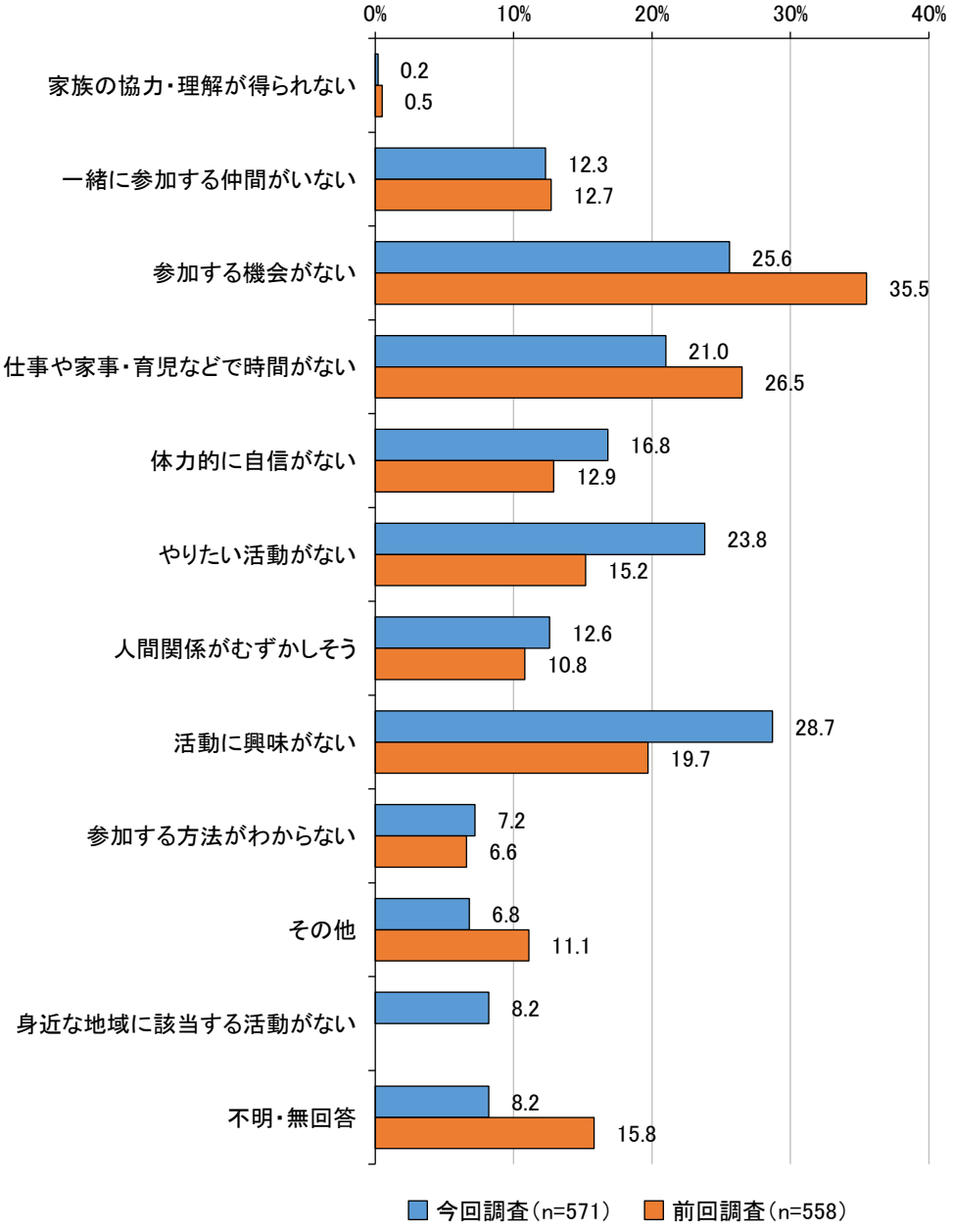

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

※「身近な地域に該当する活動がない」は、今回調査のみの項目

⑫ボランティア活動への参加

ボランティア活動への参加についてみると、年齢が上がるほど参加経験がある人の割合が高くなっています。また、中学生では前回に比べて参加経験がある人の割合が高くなっています。

■ボランティア活動への参加経験

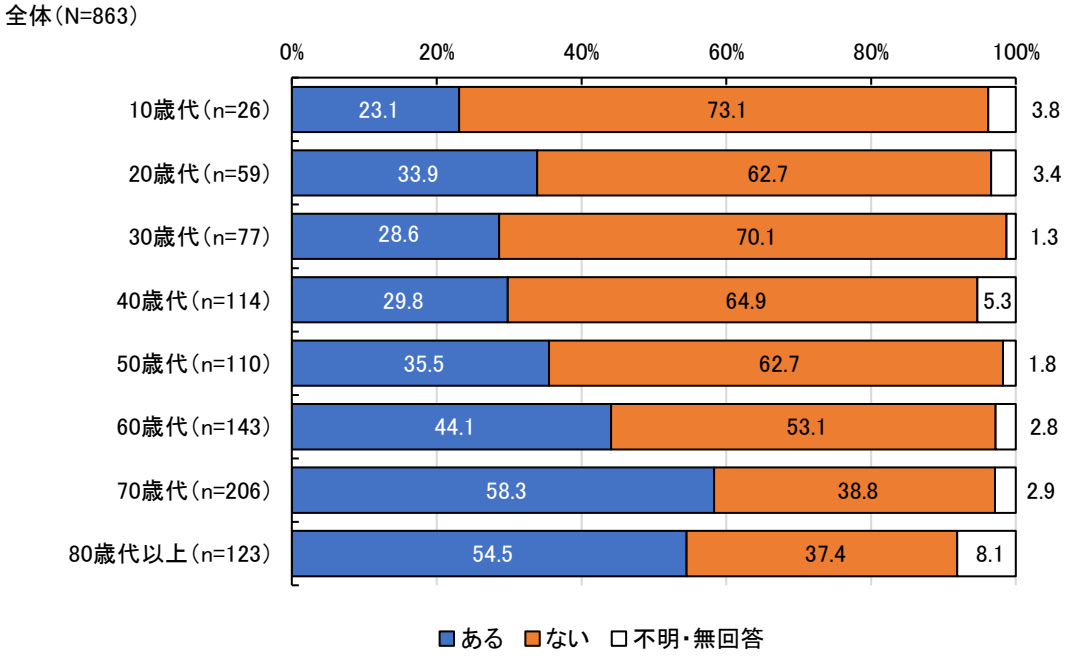

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

■ボランティアへの参加経験（中学生）

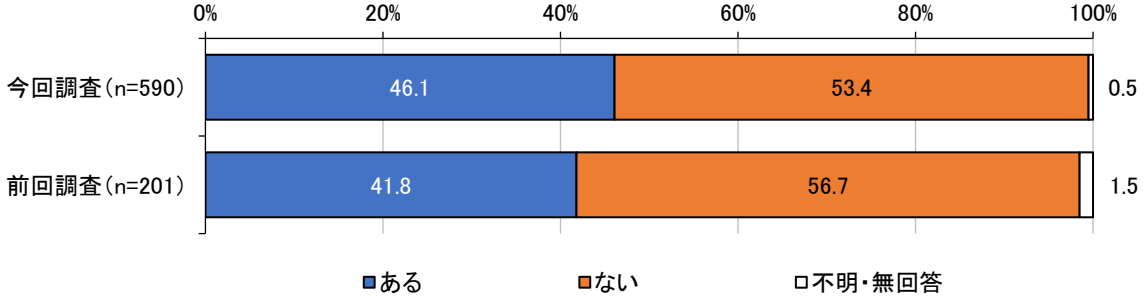

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

■ボランティアへの参加のきっかけ（中学生）

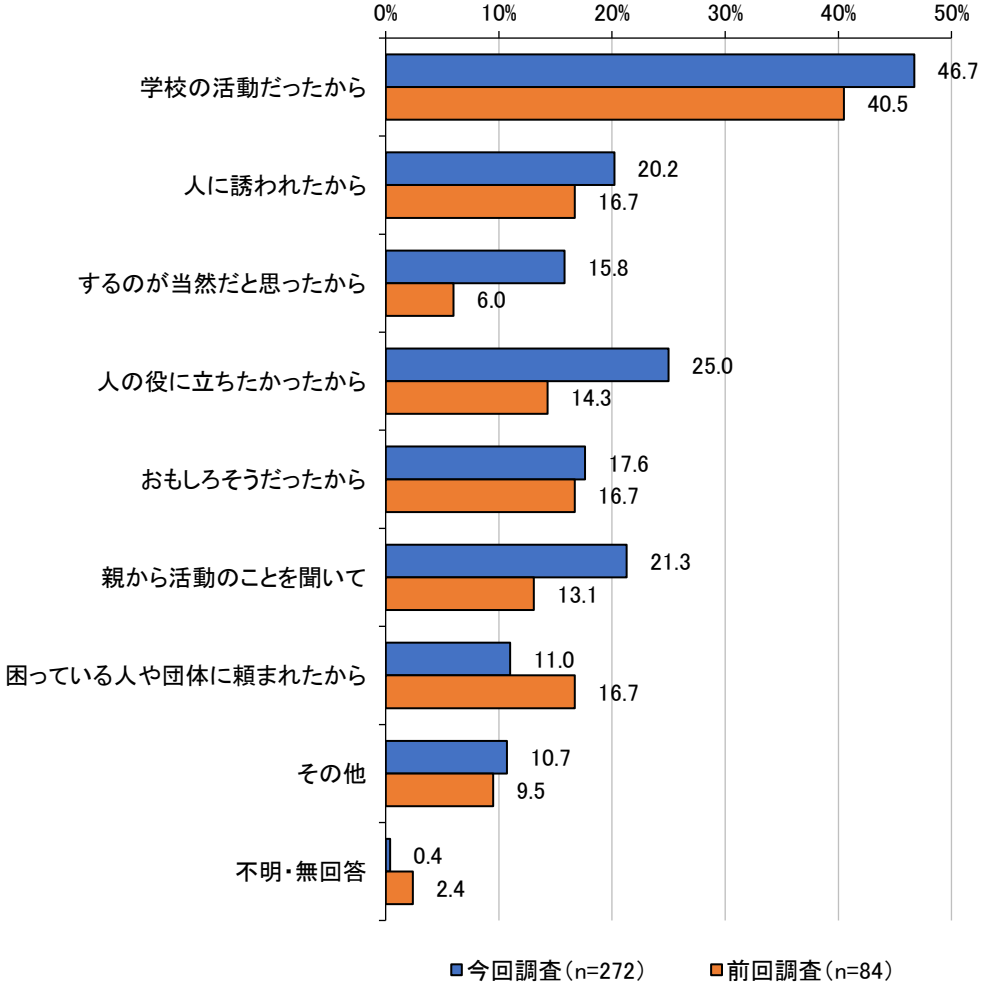

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

⑬災害に関すること

災害時に支援が必要となる世帯をあげていただいたところ、「高齢者のみの世帯」の割合が最も高く、前回調査から上昇しています。

■災害時に支援が必要となる世帯

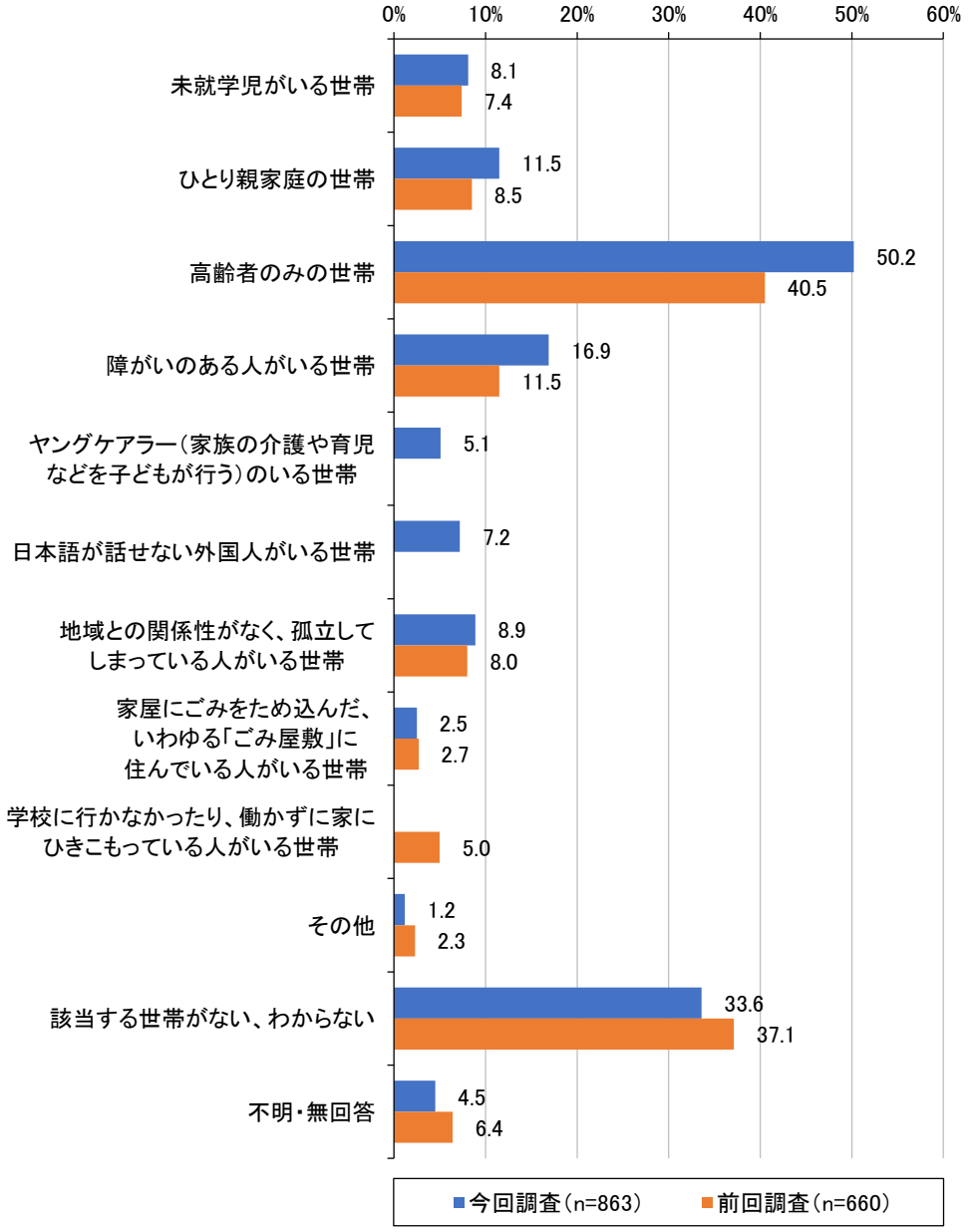

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

※「ヤングケアラー（家族の介護や育児などを子どもが行う）のいる世帯」「日本語が話せない外国人がいる世帯」は、今回調査のみの項目。「学校に行かなかったり、働かずに家にひきこもっている人がいる世帯」は前回調査のみの項目。

■災害への備え（「はい」の割合）

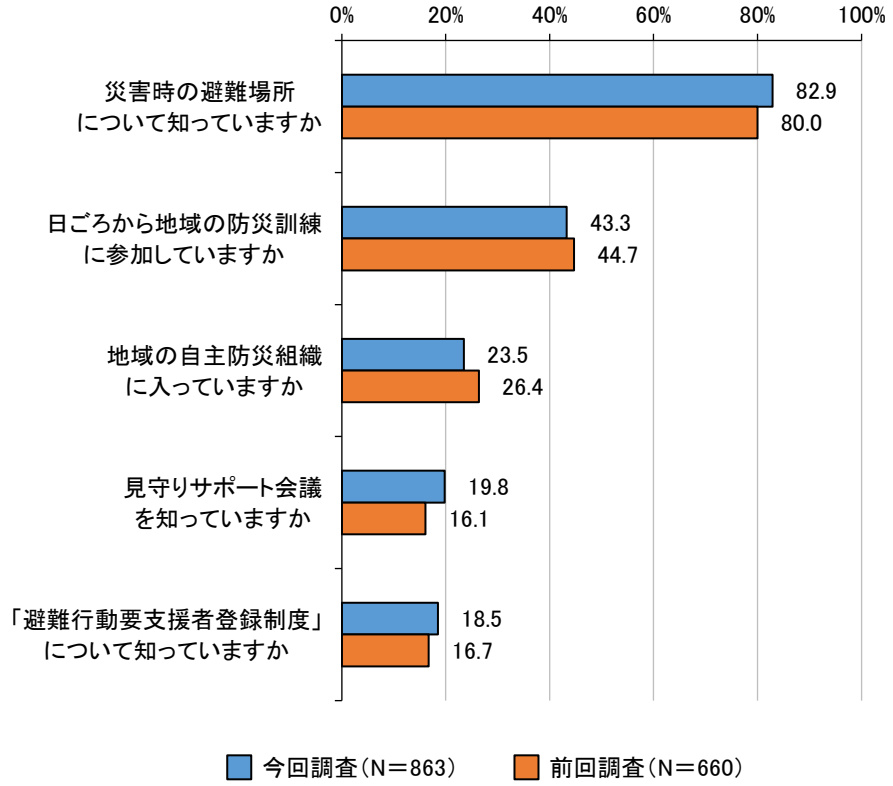

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

■見守りサポート会議の認知度（年代別）

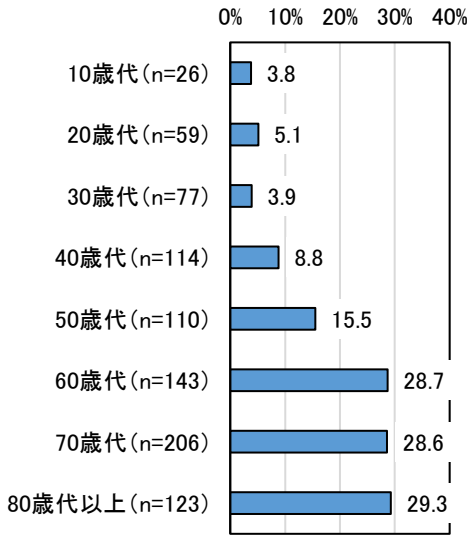

■避難行動要支援者登録制度の認知度（年代別）

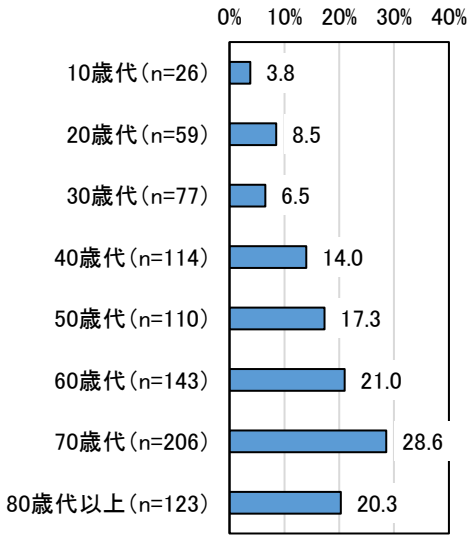

資料：地域福祉に関する町民アンケート調査（令和5年）

3 第４期計画の成果目標の状況

目標	取組	指標名	基準値（平成30年度）	目標値（令和６年度）	実績（令和５年度）	取組状況や課題
住民の主体的な参画と協働による地域福祉の推進	（1）	福祉ふれあい講座への参加者数	161名	250名	37名	福祉課題をテーマに開催しており、チラシ配布、声かけ等による参加促進を図っている。参加者増加を図るには会場の確保や講師の人選等の工夫が必要。
		地域のまるごと活性化プランを作成した自治会数	－	５自治会	２自治会	プラン作成に向けて動いている自治会もあるが、新規事業を実施する上で委員会を立ち上げたり、ニーズ調査の実施などハードルが高い面がある。
	（2）	ボランティアセンターへの登録者数	496名	600名	600名	チョボラ体験や学校でのボランティア活動などを中心に子どもボランティア登録が増加した。全体では、グループより個人活動が多い。子ども等の活動先が少なくマッチングが難しい。
		地域支え愛ポイント制度への登録者数	388名	600名	521名	本制度は令和6年度で終了するが、ポイント制度終了後も町ボランティアセンターにおいて、ボランティア登録や活動、研修を実施する。
		自治会サロン実施数	28自治会	35自治会	24自治会	24自治会で30サロンを開催。自治会内での居場所づくりの担い手不足による開催減少が見込まれる。
	（3）	女性の悩みカウンセリングの相談件数	10件	14件	2件	令和4年度から偶数月のみ開催。相談件数は減少しているが、相談者の悩みに応じて適切な相談先につないでいる。
支援が必要な人を見逃さない地域づくり	（1）	心配ごと相談件数	19件	25件	6件	相談件数は増加していないが、多様な相談の場が町内外にできていると考えられる。相談につながらない方へのアプローチを進めるため、民生委員・児童委員と連携し、身近な相談窓口を周知する役割が求められる。
		成年後見利用促進基本計画をつくる	－	済	済	高齢者の計画ではあるが、障がい者の計画にはないため、次期計画において個別計画にするか地域福祉計画で包括するか整理が必要。
		包括的・総合相談支援体制づくり	－	済	未	通常の相談体制や庁内の連携は取れているが、定期的な会議は福祉課内のみとなっている。
	（2）	生活・介護支援サポーター数	68名	200名	111名	介護予防や認知症、介護保険制度等の知識を身につけてもらえるよう生活・介護支援サポーター養成講座を実施するとともに、受講修了者に対するフォローアップ講座を実施。地域のサロンや自主活動グループなどの活動の場が少ないことが課題。
		自立相談支援事業プラン作成件数	11件	20件	5件	貸付相談は多いが、単発的な相談にとどまり、自立支援の継続への希望は少ない。経済的な困窮者が多く、生活費の保障が必要であり、自立相談支援事業での対応が難しい。
	（4）	見守りサポート会議[15]を実施した自治会数	36自治会	45自治会	16自治会	コロナ禍で中止されて以降、会議がなくなった自治会や活動が煩雑となり見守りまで検討ができていない自治会もあるが、今後も福祉防災を進めていきたい。
		避難行動要支援者数の把握数	145名	400名	164名	自治会、民生委員・児童委員および各種教室や障害者手帳等の書類郵送時に同封するなど周知を行った。個人情報の提供で配慮が必要であるが、災害や緊急時に備えて福祉防災を伝えていくことが重要。

[15] 見守りサポート会議：区役員・民生委員児童委員・福祉推進員等により、自治会の見守り体制等に関し協議を行う会議のこと。

4 主な課題のまとめ

課題1 「地域」に対する意識の変化

「地域」の範囲について、「自治会」が最も多い一方、前回調査からは減少しており、「隣近所」が増えています。若い世代と 80 歳以上で「自治会」の割合が低く、世代間での意識の違いもみられます。

「地域」への愛着について、『愛着がある（「とても愛着を感じている」「どちらかというと、愛着を感じている」の合計）』は7割程度と、80 歳以上で最も高く、40 歳代で最も低くなっています。中学生アンケートでは住んでいる地域を好きと答えた割合が5割弱となっており、世代間での差がみられます。

隣近所との付きあいでは、「ほとんど付きあいはない」の割合が上昇し、1 割弱となっており、20 歳代～50 歳代で特に割合が高くなっています。

「地域」の捉え方や関わり方の変化がみられており、世代間、地域間の違いも考慮しながら、「地域福祉」のあり方を検討していくことが必要です。

課題2 時代の変化による影響

コロナ禍を経た変化として、「地域・社会とのつながり」が悪くなった人の割合が3割を超えています。また、「生活の経済面」でも悪くなった割合が高く、30 歳代・40 歳代で『生活が苦しい（「ゆとりがなく、少し生活に支障がある」と「家計が苦しく、これからの生活が不安」の合計）』が2割以上となっています。

福祉に関する情報の入手方法について、「広報あいしょう」や「社協あいしょう」「テレビ・ラジオ」「自治会の回覧板などのお知らせ」「新聞」に次いで「インターネットやSNS」が3割程度となっており、10 歳代～50 歳代では「テレビ・ラジオ」よりも割合が高くなっています。

生活様式の変化や、デジタル化の進展などを踏まえ、福祉に関する情報発信の方法等、時代に合わせた工夫を行っていくことが重要であることがうかがえます。

課題3 地域における活動者の確保

自治会への加入について、前回よりも加入している割合が低下しており、特に居住年数が短い人で加入割合が低くなっています。

地域活動への参加状況について、いずれの項目でも参加割合が低下しており、地域別での差もみられます。活動に参加していない理由は、「やりたい活動がない」「活動に興味がない」の割合が上昇しています。

ボランティア活動への参加状況は、4割程度が参加したことがあるとしており、年齢が上がるほど割合が高くなっています。中学生アンケートでは、ボランティア活動に参加したことがある割合が上昇しており、活動のきっかけについて「人の役に立ちたかったから」「するのが当然と思ったから」などの積極的・主体的な理由の割合が上昇しています。

高齢化が進行する中で、地域活動やボランティア活動など、地域における活動者の確保の必要性が高まっていることがうかがえます。

課題4 災害時に向けた対策の必要性

隣近所に災害時に見守りを必要とする世帯について、「高齢者のみの世帯」の割合が上昇しています。また、「日本語が話せない外国人のいる世帯」「ヤングケアラー（家族の介護や育児などをこどもが行う）のいる世帯」も一定みられ、地域で支援を必要とする多様な世帯があることがうかがえます。

災害時の対応について、「災害時の避難場所」や「見守りサポート会議」「避難行動要支援者登録制度」などの認知度は上昇していますが、「地域の防災訓練への参加」「自主防災組織への加入」など、行動に移している人については割合が低下しており、特に若い世代で割合が低くなっています。

地域における支え合い、助け合いの力が求められる災害時に向けた対策について、さらなる意識の高揚や、具体的な取組の促進が必要であることがうかがえます。

第３章　大切にしたい考え方

1 計画の理念と指針

理念

第4期計画では「一人ひとりが輝き しあわせをみんなで 分かちあう福祉のまちづくり」を理念として、地域福祉に関する取組を展開してきました。

コロナ禍を経て、人や地域のつながりの希薄化が進んでいるとともに、少子高齢化が進む地域では、支援の担い手となる人や組織の育成・継承が課題となっています。

本計画では、だれもが助け合い、支え合える地域、みんなが愛着を持つことができるふるさと愛荘を未来に引き継いでいくことをめざし、「リンク（つながり・輪・接続など）」をキーワードとして、一人ひとりのしあわせを実現する福祉のまちづくりに向けて、理念を下記の通りとします。

理念

～みんなでつなげる、だれもがつながる～
愛荘しあわせリンクプラン

指針

理念の実現に向け、地域福祉に関する取組を進めるにあたって大切にしたい考え方として、3つの指針を掲げます。

指針１ 横断的な支援を可能にする仕組みづくり

相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する重層的支援体制整備事業などを活用して包括的な支援体制をつくるため、支援が必要な人に寄り添った横断的[16]な支援が可能となる仕組みづくりを進めます。

指針2 世代や分野を超えた交流・地域活動の創出

地域共生社会の実現に向け、「高齢者」「障がい者」「子ども」等、分野別の福祉では捉えきれない課題に対応するため、世代や分野を超えて、だれもが気軽に参加できるような交流や地域活動の機会を創出します。

指針３ だれひとり取り残さない見守り・居場所づくり

相談につながりにくい様々な課題を持った人たちが抱える SOS を見逃すことがないよう、地域における居場所づくりや見守り活動、民生委員・児童委員活動、社会福祉に関する事業所や企業等と連携した活動などにより、支援と支援の合間を埋めながら、利用者目線での支援につなげます。

[16] 横断的：部門や担当課などの枠組みに捉われないこと。横断的な支援は、部門や担当課などの枠組みに捉われず、連携して行う支援のこと。

2　計画の目標

理念や指針に基づき、取組を展開するための目標として、次の3つの「つながり」を設定します。

つながり1　人と人とのつながり

コロナ禍を経て、地域のつながりや支え合いの意識が希薄化している中で、地域の課題は多様化、複雑化しています。年齢や障がいの有無などに関わらず、一人ひとりが「地域愛」のもとに顔の見える関係をつくり、だれもがだれかとつながっていることができれば、助け合い、支え合いや、公的な支援へとつながることも可能です。

地域の中で人と人がつながる関係性をつくり、つながりの輪を広げていくことができるよう、地域福祉に関する啓発や学びの機会、ボランティア活動、地域活動などを通じた地域全体の意識づくりを推進します。

≪主な取組≫

1　地域福祉意識の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P38
2　ボランティア活動・地域活動支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P40
3　多様な交流の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P43

つながり2　相談・支援とのつながり

高齢者、障がいのある人や生活困窮者、外国人住民等、地域には困りごとを抱えている人や家庭があります。だれもが気軽に相談できたり、必要な支援に的確・迅速につながるよう、必要とする人に適切な情報を届けたり、専門職や地域住民と連携しながら、包括的に支援することができる体制づくりを進めます。

すべての人が住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、福祉サービスなどを中心に庁内や関係機関等との連携を強化した分野横断的な支援体制の充実、生活困窮者への支援体制の充実などを推進します。

≪主な取組≫

4　包括的な支援体制（重層的支援体制）の整備・強化・・・・・・・・・P45
5　福祉サービス等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P47
6　多様な課題を抱える人への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P49
7　犯罪や非行から立ち直ろうとする人の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・P52

つながり3　情報・安心とのつながり

人と人とのつながりや相談・支援とのつながりを築くためには、必要とする情報につながることが必要です。また、暮らしの安全・安心の確保はしあわせにつながる最も大切な事項です。特に災害時など、だれもが必要な時に必要とする情報を得ることができるよう、わかりやすい情報発信やコミュニケーション手段の工夫を図るとともに、だれもが安心を感じられる地域づくりを推進します。

≪主な取組≫

8　必要とする人に届ける情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P54
9　安全・安心な地域ネットワークの確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P56
10　だれもが暮らしやすい地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P58

第４章　取組の展開

つながり１　人と人とのつながり

１ 地域福祉意識の向上

成果を測る指標

	現状値（令和5年）	目標値（令和 11 年）
「地域」に愛着を感じている人の割合	70.8%	80.0%

※地域福祉計画づくりのためのアンケート調査。「とても愛着を感じている」と「どちらかというと愛着を感じている」の合計

現状・これまでの取組

■人口減少や少子高齢化など人口構造の変化、コロナ禍の影響も含めた個人の価値観や仕組みの変化により、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

■自治会などの地域コミュニティ組織への加入が減少しており、地域における担い手の確保が課題となっています。

■自治会の地域づくりの指針となる「地域のまるごと活性化プラン」をつくったのは、2自治会にとどまっています。

■福祉ふれあい講座や、自治会人権学習会、人権を考える町民のつどいなど、地域福祉や人権に関する意識を高める機会を確保しています。

■赤い羽根共同募金や、歳末たすけあい募金、善意銀行など、寄付や募金などの取組を推進しています。

取組の方向性

■住民一人ひとりが地域福祉を支える担い手としての意識を高めていくため、地域・家庭・学校等における福祉教育や啓発、地域における人材育成などを推進します。

主な取組

① 福祉教育の推進

取 組	内 容	担 当
福祉や人権に関する意識の向上	■地域の福祉のあり方や人権尊重のまちづくりについて、挨拶運動や研修会などを通じ、町民の理解と関心を深め、福祉意識の向上に努めます。 ■自治会などに対する出前講座や生涯学習講座などにおいて、オンラインや動画なども活用しながら福祉や人権に関する講座を実施します。	福祉課 人権政策課 地域総合センター 生涯学習課 みらい創生課 社会福祉協議会
福祉教育の充実	■小・中学校において地域住民との連携を推進するとともに、福祉教育や福祉体験の機会を充実します。 ■子どもの年齢や発達段階に応じた福祉教育の推進を図ります。	福祉課 健康推進課 教育振興課 社会福祉協議会
寄付などへの意識の啓発	■寄付、共同募金など、地域福祉活動への多様な参加方法について周知・啓発を図ります。 ■企業の社会貢献活動の促進を図ります。	福祉課 社会福祉協議会 企業

② 地域における人材の確保・育成

取 組	内 容	担 当
地域における福祉の担い手づくり	■地域の課題に気づき、実践できる人材や、専門的な知識や技術を持ち、ボランティアや NPO 等で活躍できる人材の育成を図ります。 ■高齢者、障がいのある人、介護や育児の経験者などが地域福祉活動の担い手となる取組を推進します。	福祉課 みらい創生課 社会福祉協議会
生活支援コーディネーターの活動促進	■生活支援コーディネーターの活動により、地域福祉活動に参加できる人や高齢者の生活支援の担い手の養成・発掘を行います。	福祉課 地域包括支援センター

住民一人ひとりが取り組むこと

○福祉に関する勉強会や研修等に積極的に参加してみましょう。
○地域や所属する団体・企業などの活動を通じ、地域の課題を自分ごととして考える意識を持ちましょう。
○関心のある様々な活動に参加してみましょう。

地域や団体が取り組むこと

○団体や企業は、福祉に関する勉強会の開催や研修参加を促しましょう。
○団体や企業は、地域の一員として地域課題の解決のためにできることを考えましょう。
○団体や企業は、得意分野のノウハウを活用した活動を行いましょう。

2 ボランティア活動・地域活動支援の強化

成果を測る指標

	現状値（令和5年）		目標値（令和 11 年）
ボランティアセンターへの登録者数（社会福祉協議会）	600 人	→	750 人

現状・これまでの取組

■地域活動に参加している割合は低下傾向にあり、前回調査と比較して参加していない理由として「活動に興味がない」「やりたい活動がない」の割合が上昇しています。

■ボランティア活動の参加経験について、60 代以上で割合が高く、若い世代では低い傾向が見られる一方、中学生では前回調査と比較して参加したことある割合が上昇しています。

■地域のまるごと活性化プランをつくった自治会において、互助輸送[17]が開始され、補助金を交付しています。また、まちづくり活動支援事業補助金を交付し、各種活動団体の支援を行いました。

■見守りサポート会議、いきいき見守り訪問事業[18]、ふれあい収集などの町民が主体的に地域課題を把握するための事業のサポートを行っています。

■地域福祉やまちづくりを推進する人材を養成するために、集落支援員の養成、生活・介護支援サポーター[19]の養成などの事業を実施しました。

取組の方向性

■自治会等の地域活動の活性化、地域活動団体やボランティア団体等への支援や拠点の整備による活動促進、住民の見守り活動の強化を進めます。

[17] 互助輸送：地域の住民やボランティア団体などが主体となって、公共交通機関を利用することが難しい住民を支援する送迎サービスであり、その互助活動のこと。
[18] 見守り訪問事業：見守り協力員が、生活に必要な食品等を持って登録者宅を訪問する事業のこと。
[19] 生活・介護支援サポーター：地域の高齢者の生活ニーズに応じた日常生活や外出支援などの生活支援サービスの担い手のこと。地域住民の参加により高齢者の生活を支えあう仕組みの構築を目的としている。

主な取組

① 地域活動への参加促進

取 組	内 容	担 当
地域活動の活性化のための情報提供	■様々な地域活動に参加するきっかけづくりのため、地域のことや活動に関する情報提供、広報活動の充実に取り組みます。	みらい創生課 福祉課 社会福祉協議会
地域活動拠点の確保	■町民による地域活動や町民同士の交流促進に向け、地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
民生委員・児童委員活動の支援	■地域での身近な相談や見守り、関係機関へのつなぎ役として、民生委員・児童委員の活動促進や連携のため、定例会や研修会を実施します。	福祉課 社会福祉協議会
地域活動の担い手の確保	■地域における担い手の確保を図るとともに、役割や行事の見直しなど、時代やニーズに即した地域コミュニティのあり方について検討します。	みらい創生課 福祉課 社会福祉協議会

② ボランティア活動の促進

取 組	内 容	担 当
ボランティア団体等の活動支援	■ボランティア団体、NPO等の活動支援を推進するとともに、町民のボランティアへの参加促進を図ります。 ■広報やホームページ・SNS 等を通じ、地域の課題解決に取り組む NPO・ボランティア団体等への情報提供などの支援により、活動のさらなる活性化を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
ボランティア活動に関する相談	■ボランティア活動に関する相談窓口の充実や連携強化を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
社会福祉法人の地域貢献活動開発と育成	■社会福祉法人による地域における公益的な取組（日常生活または社会生活上の支援を必要とする人に対する、無料または低額による福祉サービスの提供）が展開されるよう、優良事例の紹介や情報共有など連携してお互いに取り組みます。	福祉課 社会福祉協議会

③ 見守り活動の促進

取 組	内 容	担 当
見守りサポート会議の活用	■見守りサポート会議を実施し、町民が主体的に地域課題を把握し、課題解決するための支援を行います。	地域包括支援センター 社会福祉協議会
ふれあい収集の実施	■要支援・要介護認定者や障がい者のみの世帯等、ごみ出しが困難な世帯を対象とするふれあい収集を実施するとともに、支援が必要な人の見守りにつなげます。	みらい創生課 福祉課 社会福祉協議会
多様な主体の連携による見守り・支え合いの促進	■自治会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO など、地域活動に取り組む多様な主体との連携を強化し、見守り・支え合い活動を活発化します。	みらい創生課 福祉課 社会福祉協議会 企業

住民一人ひとりが取り組むこと

〇地域活動やボランティア活動に関心を持ち、情報収集や参加・参画をしましょう。
〇趣味や経験を活かして、様々な地域活動やボランティア活動に参加しましょう。
〇身近な地域における公共施設等を地域活動の場として活用しましょう。

地域や団体が取り組むこと

〇団体は、防災や環境、高齢者の支援など、住民の興味・関心が高いテーマで新たな活動者を確保する取組を推進しましょう。
〇企業等は、地域活動やボランティア活動への参加、支援を行いましょう。

3 多様な交流の促進

成果を測る指標

	現状値（令和5年）		目標値（令和 11 年）
自治会サロン実施数（社会福祉協議会）	24 自治会	→	30 自治会

現状・これまでの取組

■地域の行事や活動に参加している人が減少しているとともに、コロナ禍を通じて地域・社会とのつながりが悪くなったと感じる人が見られます。

■人口減少やコロナ禍の影響により、地域における交流の場や機会が少なくなっています。

■自治会や老人クラブなどへの加入者は減少傾向となっています。

取組の方向性

■地域で孤立する人や家庭の SOS を早期発見・早期対応ができるよう、多様な交流ができる場や機会を確保するとともに、だれもが違いや多様性を認めあい、気軽に話しあうことができる地域づくりを進めます。

主な取組

① 交流の機会の充実

取 組	内 容	担 当
子ども・若者の交流機会の充実	■保育園や幼稚園、小中学校における地域住民との世代間交流や職場体験、地域の祭りやイベントなど交流機会を充実するとともに、参加促進のための情報発信に努めます。 ■「ふれあい広場[20]」など、地域主体の交流事業を促進します。	みらい創生課 福祉課 社会福祉協議会
高齢者の交流機会の充実	■高齢者の仲間づくり、生きがいづくりのため、地域におけるサロン等の開催を支援します。	福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
障がいのある人の交流機会の充実	■障がいのある人と地域住民が交流する機会の創出、障がい当事者やその家族の団体や福祉サービス事業所主体の交流事業を支援します。	福祉課
当事者グループや当事者活動を支える方への支援	■介護家族や認知症の人、子育て中の人や障がいのある人など、当事者同士が集まるグループへの支援や、地域との交流や意見交換の場づくりの促進を支援します。	福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

[20] ラポール秦荘ふれあい広場は2023年7月、愛称「インクルパーク愛荘」となり、障がいの有無や性別、年齢などに関係なくすべての人が集える公園というコンセプトを持ち、「地域共生社会」をわかりやすく発信していく施設にリニューアルしました。

② あらゆる人々の交流の促進

取 組	内 容	担 当
多様な交流の場や居場所づくり	■年齢や障がいの有無、国籍に関わらず、身近な地域で気軽に、だれもが交流できる場の確保に努めます。 ■高齢者の健康居場所づくり事業について、町内事業所との連携や、地域の自主的な取組への発展も含め、推進します。 ■だれもが集うことのできるふれあい広場について、イベント実施など、交流の場としての活用を促進します。	福祉課 地域総合センター 社会福祉協議会
国際交流・多文化共生の推進	■町内在住外国人の生活課題の把握に努めるとともに、パンフレット等の多言語化を検討します。 ■町民と町内在住外国人などとの交流機会を創出します。	福祉課 みらい創生課 国際交流協会

住民一人ひとりが取り組むこと

〇隣近所や地域の人とあいさつをしたり、地域の行事や地域活動に参加するなど、身近な交流を大切にしましょう。
〇困ったときに助けあえる関係性を築けるよう、普段から交流の機会を持ちましょう。
〇多様な人々と交流の機会を持ちましょう。

地域や団体が取り組むこと

〇団体や企業は、地域住民が参加できるイベントを開催するなど、交流の場や機会を創出しましょう。

4 包括的な支援体制（重層的支援体制）の整備・強化

成果を測る指標

	現状値（令和5年）	目標値（令和 11 年）
だれにも悩みや不安の相談をしない人の割合	9.7%	5.0%

※地域福祉計画づくりのためのアンケート調査。「相談しない」の割合

現状・これまでの取組

■地域において支援を必要とする人や家庭が抱える課題は複雑化・複合化しており、包括的な相談・支援体制の充実が求められています。

■だれもが安心して暮らせる地域をつくるために必要なこととして、「困ったことや悩みごとをなんでも相談できる窓口の充実」の割合が高くなっています。

■包括的・総合相談支援体制[21]や定住外国人生活支援体制づくり、また、女性の悩みカウンセリング[22]や福祉関係者地域連携会議の実施等、相談支援体制の充実を図っています。

■湖東健康福祉事務所や愛荘町社会福祉協議会、関係機関と情報共有を行い、分野横断的な支援に対応できる体制を整備しています。

取組の方向性

■複雑化・複合化する課題に対して、利用可能な制度の周知・啓発に取り組みながら、各関係機関との協働のもと、必要とする人に支援が届く地域づくりに取り組みます。

主な取組

① 包括的な相談支援体制づくり

取　組	内　容	担　当
相談体制の充実	■庁内関係各課や社会福祉協議会、保護司会をはじめとする関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。 ■SNS の活用など幅広い相談体制をつくります。	福祉課 経営戦略課 庁内各課 社会福祉協議会
相談に関わる職員の確保および資質向上	■専門の相談に関わる専門職の確保に努めます。 ■研修の機会を充実し、職員の資質向上を図ります。	福祉課 社会福祉協議会

[21] 包括的・総合相談支援体制：一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするため、様々な悩みや困りごとに関する相談を一体的に受け止める体制のこと。

[22] 女性の悩みカウンセリング：女性の様々な悩みに相談員が応じ、緊急の保護や問題の解決に向けた支援を行う事業のこと。

② 参加支援の充実

取 組	内 容	担 当
就労に関する支援	■町内企業や地域総合センター、ハローワークやシルバー人材センター[23]等の関係機関と連携し、若者、高齢者、障がい者や生活困窮者等、幅広い就労に向けた支援を行います。	福祉課 商工観光課 地域総合センター 企業
多様な社会参加の支援	■既存の社会参加に向けた支援では対応が難しい人に対して、ニーズにあわせたマッチングやメニューづくりを行います。 ■居場所づくりなど参加に向けた支援等、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会

③ 地域づくりに向けた支援

取 組	内 容	担 当
地域づくりの実施	■福祉分野における地域づくりと観光、農業、環境、まちづくり分野等の連携により、世代や属性を超えて交流できる場や居場所づくりを推進します。	福祉課 商工観光課 農林振興課 くらし安全環境課 みらい創生課 社会福祉協議会
多様な取組のコーディネート	■地域における新たなネットワークづくり、支援ニーズと取組のマッチングなど、多様な取組のコーディネートを行います。 ■活動者同士の交流や地域の課題を共有する場を設定し、活動の活性化を図るとともに、福祉等の分野を超え、多種多様な活動とつながる機会をつくります。	福祉課 社会福祉協議会

④ 支援を届けるためのしくみづくり

取 組	内 容	担 当
支援が届いていない人への支援	■各機関と情報共有しながら、支援が必要な人の実態把握や信頼関係づくり、アウトリーチ[24]による支援を行います。 ■学校へ行きたくても行けない子どもがいる家庭が地域であることを発見した際には、気持ちを理解して寄り添い、対象家庭が求める情報提供を行い、支援機関につなげることで、自立を支援します。	福祉課 教育振興課 社会福祉協議会 民生委員･児童委員

住民一人ひとりが取り組むこと

○不安や悩みを相談できる場所の情報を持ち、一人で悩まず話をしに行きましょう。
○地域の人と顔の見える関係性を築き、いざという時に支えあえるようにしましょう。

地域や団体が取り組むこと

○団体・企業等では、住民や従業員等の相談を受け、適切な支援につなげるように心がけましょう。

[23] シルバー人材センター：高年齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織のこと。センターは、原則として市（区）町村単位に置かれており、基本的に都道府県知事の指定を受けた社団法人で、それぞれが独立した運営を行う。
[24] アウトリーチ：支援が必要であるにも関わらず自発的に支援を求めることができない人に対し、行政や支援機関等が積極的に働きかけて情報・支援を届ける手法のこと。

5 福祉サービス等の充実

成果を測る指標

	現状値（令和5年）	目標値（令和 11 年）
地域包括支援センターの認知度	49.4%	60.0%

※地域福祉計画づくりのためのアンケート調査。地域包括支援センターを知っている割合。

現状・これまでの取組

■福祉サービスの充実を図るため、住民と行政の協働による支援体制づくりが求められており、公的な福祉サービスだけでなく、住民参加によるサービスの充実が必要です。

■民生委員児童委員活動については、毎月の定例会において情報共有や研修を実施し、福祉サービスを必要とする人に対する相談支援の充実に努めています。

■介護保険や障害福祉サービス事業については、同じ部署で連携して取り組むとともに、サービス調整会議を毎月実施しています。

■就労に困難を抱える人に対して、滋賀県・愛荘町社会福祉協議会による生活困窮者自立支援相談支援事業を通して就労支援を行うとともに、関係機関が連携しながら生活の安定の確保、自立の促進にも取り組んでいます。

取組の方向性

■誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、関係機関や事業所等との連携を強化し、福祉サービスを利用しやすい地域づくりを行います。

主な取組

① 福祉サービス等の充実

取 組	内 容	担 当
子育て支援の充実	■保育サービスや一時預かり、放課後児童クラブ[25]等の子育て支援体制の充実を図ります。	子ども支援課
障がいがある人の適切なサービスの利用促進	■障がいのある人が安心して就労および日常生活ができるよう、適切なサービスの利用促進、支援体制の充実を図ります。	福祉課
介護保険サービス等の充実	■要介護状態等になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護保険サービスの適切な利用を促進します。	福祉課 地域包括支援センター

[25] 放課後児童クラブ：放課後、家庭において保護者等の保護を受けることができない児童に対し、生活の場を与え、仲間づくりや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

取 組	内 容	担 当
介護保険サービスと障害福祉サービスの連携	■利用者の支援や生活の質の向上のために、共生型サービス[26]の検討や介護保険サービスと障害福祉サービスの連携を推進します。	福祉課 地域包括支援センター
福祉サービス事業者への支援	■福祉サービス第三者評価[27]を実施するほか、サービス内容の開示等により、利用者の適切なサービス選択を確保します。	福祉課 地域包括支援センター
福祉人材の確保	■介護や保育等、福祉に関する専門職の育成・確保を図るため、各種研修や就職マッチングの支援等を行います。 ■県と連携し、事業者に対して、職員が働きやすい職場づくりに向けた働きかけや相談支援体制を強化します。 ■福祉事業者等における人材育成への支援を行います。	福祉課 地域包括支援センター 子ども支援課 湖東地域障害者自立支援協議会

② 情報提供・共有の推進

取 組	内 容	担 当
広報活動の充実	■住民と行政が福祉に関する情報を共有し、相互理解を深めていくため、各種広報媒体の充実、SNS など新たな手法による情報発信に努めます。	福祉課
幅広い利用者に対応した情報提供の充実	■外国語を母国語としている住民や視覚障がい者、聴覚障がい者等に対する情報提供の充実に努めます。	福祉課 みらい創生課 国際交流協会

住民一人ひとりが取り組むこと

〇認知症や障がいのある人への理解、福祉サービスについて正しい認識を持ちましょう。
〇公的な福祉サービスを補う支援の担い手として参画しましょう。
〇健康寿命の延伸のため、フレイル（介護が必要な状態になる前の状態）予防や認知症予防に取り組みましょう。

地域や団体が取り組むこと

〇団体、企業等は、それぞれの人の状態やニーズにあった支援を行いましょう。
〇企業は障がい者の法定雇用率を遵守しましょう。

[26] 共生型サービス：障害福祉サービスを利用する方が 65 歳に到達しても、今までのサービスを引き続き継続して使うことができるように、また、制度を越えて柔軟なサービス利用ができるように、同一の事業所で一体的に提供されるサービス形態のこと。
[27] 福祉サービス第三者評価：社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者・利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。

6 多様な課題を抱える人への支援

成果を測る指標

	現状値（令和5年）	目標値（令和 11 年）
成年後見制度の認知度	43.5%	60.0%

※地域福祉計画づくりのためのアンケート調査。成年後見制度を知っている割合

現状・これまでの取組

■ひきこもりやヤングケアラー、生活困窮者など支援が行き届きにくい人など、多様な課題を抱える人や家庭を地域で支援する意識をさらに高めていくことが必要です。

■子どもの貧困問題に対する相談対応を行っており、学習支援については該当年齢の児童扶養手当受給世帯に対して、個別にチラシを郵送し、周知しています。

■愛荘町要保護児童対策地域協議会において、虐待を受けている子どもや問題を抱えている要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者、特定妊婦[28]の早期発見や適切な保護等を図るため、関係機関が情報を共有し、連携と協力により適切な支援に努めました。

■彦愛犬権利擁護サポートセンターを通し、住民、福祉事業所従事者、民生委員・児童委員に対して成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、制度の利用が必要な住民に対しては、手続きについての支援を実施しました。

■女性の悩みカウンセリングを実施し、相談があった際は速やかに関係機関へつなぐというルートを確立し、DV[29]の根絶に向けた取組体制を強化しました。

■自治体職員と住民へゲートキーパー研修[30]を実施し、悩んでいる人に耳を傾け、声をかけることができる人材を養成しました。

取組の方向性

■地域で孤立してしまう人や家庭が出ないよう、支援やサービス内容の周知、気軽に相談できる窓口の充実など、適切な支援につながる地域づくりを進めます。

■虐待や DV、生活困窮、ひきこもりなど、対応が難しい問題や制度の狭間にある課題などに対し、公的な支援や関係機関との連携、地域のつながりを通じて解決できるよう、早期対応に取り組みます。

[28] 特定妊婦：出産後のこどもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
[29] DV（ドメスティック・バイオレンス）：家庭内や恋人などのパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力のこと。
[30] ゲートキーパー研修：ゲートキーパーは悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことであり、そのために必要な基礎知識等を身に着ける研修のこと。

主な取組

① 一人ひとりの権利を守る支援

取 組	内 容	担 当
虐待・DV 防止に向けた周知・啓発	■虐待防止ネットワークなどを通じ、高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待の早期発見・予防に取り組みます。 ■子どもの命を守ることや、子育てに不安を抱える保護者を支えるための支援に取り組みます。 ■虐待やDV防止、住民の通報義務等についての周知・啓発に努めます。 ■DVの根絶に向け、関係機関と連携し、啓発や女性に対する相談体制や緊急時の速やかな対応に努めます。	福祉課 地域包括支援センター 子ども支援課 みらい創生課
生活困窮者等に対する支援	■生活困窮者等の相談窓口の充実と周知、県や社会福祉協議会等と連携した支援を行います。 ■生活の困窮等、各分野横断的に関係する人に対応できる体制を整備します。 ■生活困窮者等に対する就労や住まいの確保など、生活の安定、自立の促進にかかる取組を推進します。	福祉課 社会福祉協議会
権利擁護サポートセンターによる支援	■権利擁護サポートセンター（彦根市、愛知郡、犬上郡で共同設置）による権利擁護事業・成年後見制度の支援に努めます。	福祉課 地域包括支援センター
子どもの貧困対策の推進	■相談体制の充実や緊急時の生活支援、学習の機会を確保する支援、子どもの居場所や子どもの貧困対策についての周知啓発を行います。	福祉課 子ども支援課
自殺対策の推進	■住民や自治体職員へのゲートキーパー研修に加え、心のサポーター養成研修[31]を実施するなど、深刻化する前に早期発見できる地域づくりや、だれもが立ち寄れる居場所づくりの推進を図ります。	健康推進課
障がいのある人等に対する理解の推進	■「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の推進等、障がいの理解に努めます。	福祉課 人権政策課 地域総合センター

[31] 心のサポーター養成研修：正しい知識と理解に基づき、家族や同僚等など身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を養成する研修のこと。

② 成年後見制度の利用促進

取 組	内 容	担 当
成年後見制度の周知	■認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人の財産を管理し、不当な契約などから守るなどの支援を行う成年後見制度について、広報やパンフレット等を活用して周知を行います。	福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
中核機関（専門的相談窓口）の設置に向けた検討	■成年後見制度の利用促進を図るため、中核となる機関（中核機関）の設置を検討します。	福祉課 地域包括支援センター
成年後見制度の適切な運用	■町長による成年後見申立てなどについて、適切に実施するとともに、改善点を検討します。	福祉課 地域包括支援センター
担い手の育成・支援	■県、中核機関、医療・福祉・司法等の専門職、住民、行政機関と連携し、市民後見人をはじめとした権利擁護の担い手を育成するための取組について検討します。 ■社会福祉法人や NPO 等でも、法人後見を受任できるよう取り組みます。 ■彦愛犬権利擁護サポートセンターと連携し、後見人の交流会、後見人向けの研修会の開催等により、後見人が孤立しない仕組みを整え、後見人の後見業務に関する相談に応じます。	福祉課 地域包括支援センター

住民一人ひとりが取り組むこと

○身近な人の課題に気づいたら、町や社会福祉協議会などの相談窓口に相談しましょう。
○虐待や DV に気づいたら、警察や児童相談所、町などに連絡しましょう。
○悩みを抱えている人の話に耳を傾けてあげましょう。

地域や団体が取り組むこと

○団体・企業等は、従業員等のメンタルヘルス（心の健康状態）対策に心がけましょう。
○団体・企業等は、従業員等の人権意識の向上に取り組みましょう。

7 犯罪や非行から立ち直ろうとする人の支援【再犯防止推進計画】

犯罪や非行をした人たちの中には、厳しい生育環境など生きづらさを抱えている人が少なくありません。こうした人たちが罪を償い立ち直ろうとするとき、福祉などの支援があれば、地域社会で孤立することなく、再び犯罪や非行に至らず社会復帰をめざすことができます。

この取組は、「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現をめざして、罪を償って犯罪や非行から立ち直ろうとする人を地域で支えあい、社会復帰をめざすことができるようにするための「再犯防止推進計画」とします。

成果を測る指標

	現状値（令和5年）		目標値（令和 11 年）
再犯防止に関する記事の広報掲載回数（経営戦略課・福祉課）	0 回	→	年1回以上

現状・これまでの取組

■国の再犯の現状をみると、刑法犯の検挙者および再犯者の数はともに減少しているものの、刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加傾向にあり、令和4年（2022 年）の再犯者率は47.9%で、検挙された人の約半数を再犯した人が占めています。

■犯罪や非行防止、犯罪をした人の社会復帰を支える支援活動のさらなる啓発、実施が課題となっています。

■犯罪をした人等が、地域社会に復帰し円滑な生活を営むためには、本人の意思や努力とともに、家族、職場、地域社会などの周囲の理解と協力が必要です。

■住まいが確保されないまま刑務所を出所した人は再犯に至るまでの期間が短く、また、刑務所に再び入所した人のうち、再犯時に仕事に就いていなかった人は、仕事に就いている者と比べて再犯率は約3倍高いといわれており、住まいと仕事の確保が課題となっています。

取組の方向性

■「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国、地方公共団体、民間団体およびその他の関係者との緊密な連携協力を確保して、再犯防止に係る取組を総合的に推進します。

■罪を償って立ち直ろうとする人が責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯防止の取組をわかりやすく効果的に広報・啓発していきます。

主な取組

① 再犯防止に関する周知・啓発

取 組	内 容	担 当
広報・啓発活動の推進	■「再犯防止啓発月間」および“社会を明るくする運動”強調月間にあわせ、保護司会などを中心に、民間団体および社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、学校等と連携し、街頭啓発などの様々な活動を行います。 ■関係団体と連携して、広報紙やウェブサイトなどの広報媒体を活用し、効果的な広報・啓発を行います。	福祉課 人権政策課 経営戦略課
地域における理解の促進	■社会を明るくする運動の取組により、罪を犯した人や非行のある少年の改善更生について理解を深めます。 ■保護司会等の更生保護活動について周知し、再犯防止に係る地域での関心や理解を深められるように取り組みます。	福祉課 人権政策課 経営戦略課

② 再犯防止に向けた取組・活動支援

取 組	内 容	担 当
保護司会・更生保護女性連盟との連携	■再犯防止や更生保護の推進に係る様々な支援策や連携ネットワークについて情報共有し、連携強化を図ります。	福祉課 経営戦略課
民生委員・児童委員活動との連携	■見守りや訪問、相談や援助など、地域に密着した民生委員・児童委員活動との連携を図ります。	福祉課
保護司に対する支援	■保護司が安心して活動できるよう、相談や支援の体制について検討します。	福祉課 経営戦略課
生活の安定のための支援	■生活、家計、就労の相談や経済的自立の支援に向けて、担当部署との包括的な支援を進めます。 ■対象者の分野を問わない相談を受け止め、それぞれの状況や特性に応じた必要な保健医療・福祉サービスなどの支援につなぎます。 ■就労支援および住居確保、生活保護制度の利用などにより対象者が自立した生活が送れるよう支援します。	福祉課 社会福祉協議会
青少年の非行防止と修学支援	■非行防止の理解を深める学習を行うとともに、学校内や家庭生活において問題を抱える児童生徒の立ち直りのための相談支援・学習支援などにより、児童生徒の健全育成に努めます。 ■学校、家庭および地域の関係機関と連携し、青少年の喫煙・飲酒防止、薬物乱用防止の取組を進めます。	福祉課 少年センター

住民一人ひとりが取り組むこと

〇犯罪をした人の立ち直りや保護司の活動について理解を深めましょう。

地域や団体が取り組むこと

〇企業等は、犯罪をした人の立ち直りのための就業機会の確保に協力しましょう。

つながり３　情報・安心とのつながり

８ 必要とする人に届ける情報発信

成果を測る指標

	現状値（令和5年）		目標値（令和 11 年）
愛荘町公式 LINE 登録者数（みらい創生課）	4,087 人	→	5,300 人

現状・これまでの取組

■福祉に関する情報収集の方法について、「広報あいしょうや社協あいしょう」「テレビ・ラジオ」「自治会の回覧板などのお知らせ」の割合が高い一方、若い世代では「インターネットや SNS」も高くなっています。

■すべての人に対して、情報が正確かつ適切に提供されるよう、必要とされる情報を、わかりやすい表現方法で、様々な情報媒体を活用して発信していく必要があります。

■視力の低下した方や外国人住民など、文字による情報が困難な方に対する情報提供手段の充実や、外出が困難な方が情報を入手できずに孤立することのないような情報提供が求められています。

取組の方向性

■すべての人にとって、的確でわかりやすい情報提供を心がけ、すべての人が社会に参加できるまちづくりへつなげていきます。

主な取組

①　情報提供・共有の推進

取 組	内 容	担 当
情報提供の充実	■生活に必要な情報を入手しやすい環境を整えるため、広報紙やホームページ等での情報提供の充実を図ります。 ■地域活動をしている人や団体の情報を共有し、さらなる仲間づくりにつなげることができるよう、広報やSNSの活用や新たな発信方法を検討します。	みらい創生課
相談先の周知	■地域の困りごと、虐待・DV、生活困窮、ひきこもり、権利擁護等、支援を必要とする人に対する相談窓口の周知に取り組みます。	福祉課

② コミュニケーションの支援

取 組	内 容	担 当
デジタル・ディバイド[32]の解消に向けた支援	■インターネットやSNS等、多様な媒体から情報を得ることができるよう、スマートフォン等について学ぶ機会を設けるなど、誰もがデジタル情報から取り残されることなくアクセスできる環境づくりに取り組みます。	行革・DX 推進室
情報のバリアフリー[33]化の促進	■必要な情報について、点字、声の広報（広報の CD 化）、字幕や手話等を活用した情報提供に努めます。	福祉課 みらい創生課
多言語対応の推進	■外国人住民等に対する情報提供のため、多言語対応を推進します。	みらい創生課 国際交流協会

住民一人ひとりが取り組むこと

〇町の広報やホームページ、SNS を通じて、町の情報を見てみましょう。
〇困っている人がいたら積極的にコミュニケーションをとってみましょう。

地域や団体が取り組むこと

〇団体・企業等は、住民にとって有益な自分たちの活動について情報発信しましょう。
〇団体・企業等は、多言語対応や、情報バリアフリーなどに取り組みましょう。

[32] デジタル・ディバイド：インターネットなどのデジタル技術を扱うことができる人とできない人との間に生じる格差のこと。
[33] バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

9 安全・安心な地域ネットワークの確立

成果を測る指標

	現状値（令和5年）	目標値（令和 11 年）
避難行動要支援者制度の登録者数（福祉課）	164 人	300 人

現状・これまでの取組

■災害時などに向けた日常的な声かけやお手伝い、安否確認について、「ほとんど行っていない」「まったく行っていない」の合計が5割以上となっており、被害を最小限に抑えられるよう、日ごろから地域全体の意識啓発に取り組むことが必要です。

■見守りサポート会議において、避難行動支援者登録制度の充実や避難行動支援者登録者名簿活用マニュアルの周知について話し合うなど、避難行動要支援者の把握および日常的な見守り・支援体制の推進に取り組んでいます。

■自主防災組織の推進や地域福祉活動計画福祉防災プロジェクトにおける住民への啓発活動により、災害時に行政が関係機関・団体、自治会等と協働して対応できるよう防災意識の向上を推進しました。

取組の方向性

■日ごろから地域における防災活動や避難行動要支援者の支援、自主防災組織の推進、住民への防災に関する啓発活動により、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

主な取組

① 地域における防災対策の推進

取 組	内 容	担 当
防災体制の充実	■防災体制の充実を図るとともに、災害時に行政が関係機関・団体、自治会等と協働して対応できるよう、防災意識の向上を図ります。 ■正確で迅速な情報提供をするため、防災行政無線放送や、LINE、ホームページによる情報発信など、災害時の情報伝達手段の多重化を図ります。	くらし安全環境課
自主防災組織の活動支援	■地域における防災対策と住民の意識向上を図るため、町内における自主防災組織の活動支援に努めます。 ■地域における福祉防災に向けた取組が、自治会をはじめとしたコミュニティのつながりづくりのきっかけとなるよう推進します。	くらし安全環境課 福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
災害ボランティアセンターの体制整備	■大規模災害時に設置される災害ボランティアセンターの開設と円滑な運営に向け、社会福祉協議会と連携して、情報収集や住民への周知に取り組みます。	福祉課 くらし安全環境課 社会福祉協議会

取 組	内 容	担 当
福祉避難所の確保と対応力強化	■福祉避難所の確保と受入体制の整備を進めます。	福祉課 くらし安全環境課 社会福祉協議会
福祉施設の安全対策充実の促進	■福祉施設等に対して、スプリンクラーの設置や耐震化、感染症対策、食料や物資の備蓄、避難計画の作成など災害時等に備えた安全対策、サービス利用者も参加する避難訓練の実施を促進します。	福祉課 くらし安全環境課 社会福祉協議会

② 避難行動要支援者の支援

取 組	内 容	担 当
避難行動要支援者に関する啓発	■高齢者・障がいのある人・傷病者・妊産婦・乳幼児など災害時の避難行動に支援が必要な人たちを災害から守るため、避難や支援に必要な知識の普及に取り組みます。 ■見守りサポート会議などを通じ、避難行動要支援者の把握および日常的な見守り・支援体制を推進します。	福祉課 地域包括支援センター くらし安全環境課 社会福祉協議会
名簿登録や個別計画作成の促進	■避難行動要支援者について、連絡先、支援者、安否確認の方法等の整備、把握に努め、名簿登録や個別計画の作成を促進するとともに、定期的な更新を行います。	福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会
災害時の避難体制の整備	■避難行動要支援者の避難について、自主防災組織等と連携し、災害時の避難体制の整備や訓練を実施します。 ■避難所における住民の運動面や栄養面など、健康づくりに関する取組を支援することができるよう、平時からの準備を心がけます。	福祉課 地域包括支援センター くらし安全環境課 健康推進課 社会福祉協議会

③ 防犯対策の推進

取 組	内 容	担 当
住民参加による防犯活動の促進	■防犯関係団体や町職員による青色防犯パトロールなど、防犯活動を行います。	くらし安全環境課 教育振興課
防犯情報の発信	■住民が不審者情報や事件・事故の情報などを得ることで、防犯意識を高められるよう、防災行政無線や LINE で情報配信を推進します。	くらし安全環境課 教育振興課
地域における防犯意識の向上	■警察等と連携しながら、広報紙等を通じ、犯罪被害にあわないために家庭や地域でできることの周知や「自分の安全は自分で守る」意識の向上に取り組みます。	くらし安全環境課

住民一人ひとりが取り組むこと

○食料や生活物資の備蓄、家族との集合場所の確認など平時から災害対策を行いましょう。

○地域での犯罪を防ぐため、あいさつや見守り、声かけを行いましょう。

○災害時などに助けあえる関係性を築けるよう、日ごろから交流しましょう。

地域や団体が取り組むこと

○福祉施設等は、防災や感染症対策に向けた安全対策を行いましょう。

○団体・企業等は、備蓄や避難場所の提供など、災害時には地域に協力しましょう。

○自治会は、自主防災組織の設立および活動の活性化を図りましょう。

10 だれもが暮らしやすい地域づくり

成果を測る指標

	現状値（令和5年）		目標値（令和 11 年）
地域主体の移動支援の取組数(みらい創生課)	2	→	8

現状・これまでの取組

■生活道路対策や公共施設の整備を行い、だれもが安全に暮らすことを可能にするためのバリアフリー化やユニバーサルデザイン[34]化された環境の形成が求められています。

■町では、通勤・通学をはじめ、高齢者の外出支援や通院、買い物等の生活交通を確保するため、路線バスや「愛のりタクシーあいしょう」を実施していますが、多様化するニーズへの対応が必要です。

取組の方向性

■だれもが利用しやすい公共施設などの整備、高齢者や障がいのある人などの住宅確保への配慮や多様な移動手段の確保など、快適でやさしさを感じられる地域づくりを推進します。

主な取組

① 誰もが安全に暮らせる環境づくり

取 組	内 容	担 当
バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進	■道路や公共施設等におけるバリアフリー化を推進するとともに、新たに施設等を建設する場合には、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備を行います。	福祉課 建設・下水道課

② 住宅確保要配慮者の住まいの確保支援

取 組	内 容	担 当
住まい確保支援の充実	■住宅確保要配慮者の住まいを確保するため、住宅セーフティネット制度の活用を促進します。	福祉課 建設・下水道課

[34] ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無に関わらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように施設等をデザインすること。

③ 移動手段の確保・移動支援の充実

取 組	内 容	担 当
公共交通機関の活用支援	■障がいのある人や高齢者等の通院、買い物等に係る移動手段として、公共交通機関の利便性向上を図ります。	みらい創生課
福祉サービス、ボランティアなどによる移動支援	■障がいのある人や高齢者の移動に係るニーズを把握しながら、地域における移動支援について検討します。 ■地域が主体となった送迎ボランティア活動について、情報の発信、共有などにより、全町的な広がりを支援します。	福祉課 みらい創生課 社会福祉協議会

住民一人ひとりが取り組むこと

○バリアフリーやユニバーサルデザインについて、理解しましょう。
○車いすなど移動に困っている人や助けを必要としている人を見かけたら手伝いましょう。
○高齢化や障がい等の理由により移動に支援が必要な人を見かけたら、できる手伝いをしましょう。

地域や団体が取り組むこと

○団体・企業等は、施設整備の際にはバリアフリー、ユニバーサルデザインに心がけましょう。

■本計画全体のイメージ図

第５章　計画を進める体制

1 協働による計画の推進

本計画の主役は町民自身です。町民を中心とし、事業者、関係団体等が主体的・積極的に役割を果たし、相互に連携・協働することにより、地域全体で計画を推進できる取組を愛荘町は支援します。

2 計画の周知

地域福祉は町民の参画を得ながら推進していくものであり、一人でも多くの町民に理解と協力を求めていくことが重要です。

そのため、地域福祉計画を広く町民へ周知・啓発するとともに、計画の進捗状況や制度・サービス等の情報を、広報やインターネット、SNS等を活用しながら、広く町民に提供します。

3 計画の点検・評価

本計画を実効性のあるものとして推進していくためには、定期的に取組の進捗状況を確認し、評価を行いながら進めていくことが重要です。

そのため、毎年度、計画の進捗状況について、愛荘町地域支援会議に報告し、取組の評価、見直し、改善についての検討を行い、次年度以降の取組の実施に活かしていきます。

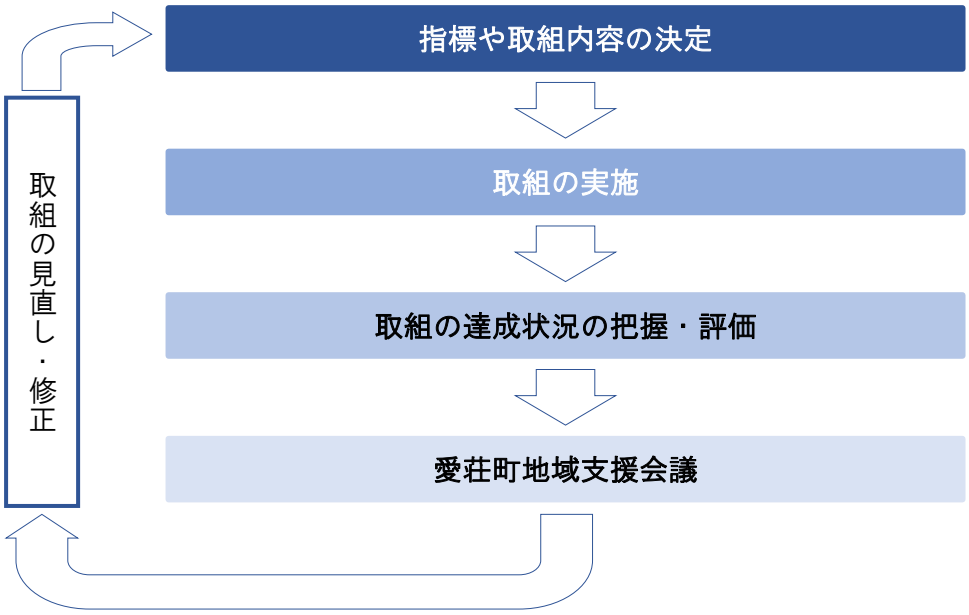

資料編

1　愛荘町地域支援会議設置要綱

平成23年10月1日
告示第81号

(設置)
第1条　愛荘町における高齢者や障がい者(児)など、社会とのつながりや日常生活支援が必要な人を地域で支えるため、町、社会福祉協議会、住民組織、NPO法人等との協働による地域の支え合い活動の促進を図るため、愛荘町地域支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。
(所掌事務)
第2条　支援会議は、次に掲げる事務を所掌する。
(1)　地域支え合い活動の促進にかかる施策の円滑な推進に関すること。
(2)　地域支え合い活動の促進について、町民および関係機関、団体等の連絡調整に関すること。
(3)　愛荘町避難行動要支援者避難支援計画の改定に関すること。
(4)　避難行動要支援者の避難支援促進にかかる施策の円滑な推進に関すること。
(5)　その他地域福祉施策の推進に関すること。
(組織)
第3条　委員は、16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1)　識見を有する者
(2)　関係機関の代表者
(3)　各種団体等の代表者
(4)　公募による委員
(5)　その他町長が必要と認める者
(任期)
第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2　委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長等)
第5条　支援会議に会長および副会長を置き、それぞれの委員の互選により定める。
2　会長は、支援会議を代表し、会務を総括する。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
(会議等)
第6条　支援会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。
2　会長は、必要があると認めるときは、関係者に資料の提出、または説明を求めることができる。
(庶務)
第7条　支援会議の庶務は、福祉課において処理する。
(雑則)
第8条　この告示に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
付　則
(施行期日)
1　この告示は、平成23年10月1日から施行する。
(委員の任期の特例)
2　第4条第1項の規定にかかわらず、この告示施行後の最初の任期は、平成24年3月31日までとする。
付　則(平成25年1月29日告示第6号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

付　則(平成27年4月1日告示第118号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付　則(平成31年4月1日告示第107号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

付　則(令和2年3月10日告示第18号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

2 愛荘町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成18年10月4日
告示第259号

(設置)
第1条 愛荘町における地域福祉の総合的な構想を策定するため、愛荘町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
(所掌事務)
第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。
(1) 地域福祉計画の策定に関すること。
(2) 地域福祉計画の町長への報告に関すること。
(3) その他策定委員会が必要と認める事項
(組織)
第3条 委員会は、町長が委嘱する愛荘町地域支援会議委員をもって構成する。
(任期)
第4条 委員の任期は、委嘱をした日から第2条第2号に規定する町長への報告の日までとする。
(委員長および副委員長)
第5条 委員会に委員長および副委員長を置き、それぞれの委員の互選により定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を代理する。
(会議)
第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
2 委員会は、委員の半数以上の者の出席により成立する。
3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
4 委員長は、調査および研究のため、必要に応じ、次条に規定する部会の代表者に出席を求め意見を聞くことが出来る。
(部会)
第7条 委員会に、計画策定にかかる個別事項を協議するため部会を置くことができる。
(庶務)
第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理をする。
(雑則)
第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この告示は、平成18年10月4日から施行する。

付 則(平成21年5月27日告示第56号)

この告示は、平成21年5月27日から施行する。

付 則(平成22年10月1日告示第72号)

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

付 則(平成26年11月23日告示第132号)

この告示は、平成26年11月23日から施行する。

付 則(平成27年4月1日告示第39号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成31年4月1日告示第107号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

3　愛荘町地域福祉計画策定委員会傍聴要綱

平成18年10月12日
告示第264号

(趣旨)

第1条　この告示は、愛荘町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条　定員は、会場規模に応じて調整する。

(傍聴の手続き)

第3条　会議を傍聴しようとする者は、会議当日所定の場所で自己の住所および氏名を委員会会議傍聴受付簿(別記様式)に記入しなければならない。

2　傍聴希望者が会場における適正人員を超えるときは、先着順により決定する。

(傍聴できない者)

第4条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1)　銃器、棒等その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2)　プラカード、旗およびのぼりの類を携帯している者

(3)　はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンおよびヘルメットの類を着用し、または携帯している者

(4)　ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラおよびビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影または録音することにつき、委員長の許可を得た者を除く。

(5)　笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6)　酒気を帯びていると認められる者

(7)　異様な服装をしている者

(8)　各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

2　児童および乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条　傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)　私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3)　はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケンおよびヘルメットの類を着用し、または張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。

(4)　飲食または喫煙をしないこと。

(5)　みだりに席を離れないこと。

(6)　携帯電話の電源を入れないこと。

(7)　不体裁な行為または他人の迷惑となる行為をしないこと。

(8)　前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影、録音等の制限)

第6条　傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第7条　傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条　傍聴人がこの告示に違反したときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(その他)

第9条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

付　則

この告示は、平成18年10月12日から施行する。

付　則(平成26年11月23日告示第133号)

この告示は、平成26年11月23日から施行する。

4 地域支援会議委員名簿

	選出区分	所属団体名	職名	氏名	備考
1	識見を有する者	大谷大学	教授	志藤 修史	会長
2	関係機関の代表者	社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会	係長	岡村 敦史	副会長
3		滋賀県湖東健康福祉事務所	副参事	田中 茂喜	
4		東近江行政組合 愛知消防署	署長補佐	鈴木 健太郎	
5		東近江警察署 愛知川警部交番	所長	北脇 伸治	
6	各種団体の代表者	愛荘町区長総代会	島川区長	荻田 弘	
7		愛荘町ボランティアセンター運営委員会	代表者	細江 雅美	
8		愛荘町民生委員児童委員協議会	副会長	珠久 けい子	
9		秦荘ケアプランセンター	代表者	福島 いずみ	
10		ふれあい共同作業所保護者会	会長	上田 紀子	
11	その他町長が必要と認める者	愛荘町福祉コミュニティー親の会	会長	森 治久	
12		有限会社北村新聞舗（中日新聞）	代表者	北村 典久	
13		行政（福祉）	政策監（福祉）	木村 美紀	
14		行政（防災）	くらし安全環境課長	山本 拓也	

5 策定経緯

年	月 日	経 緯
令和5年	8月 17 日	令和5年度第1回愛荘町地域支援会議 ・アンケート調査案について
	10 月 26 日	令和5年度第2回愛荘町地域支援会議 ・アンケート調査案について ・意見交換 ①地域でのつながりについて ②災害時に支援を必要とする方の災害対策について
	10～12 月	地域福祉に関する町民アンケート調査の実施 ・15 歳以上:2,000 票(無作為抽出・回収 863 票) ・中学生:220 票(WEB 回答 回収 590 票)
令和6年	3月4日	令和5年度第3回愛荘町地域支援会議 ・アンケート調査結果について
	6月 21 日	令和6年度第1回愛荘町地域支援会議 ・第5期愛荘町地域福祉計画策定に伴うスケジュールについて ・第5期愛荘町地域福祉計画(骨子案)について
	8月 16 日	令和6年度第2回愛荘町地域支援会議 ・愛荘町第5期地域福祉計画重点施策の概要について
	11 月 21 日	令和6年度第3回愛荘町地域支援会議 ・愛荘町第5期地域福祉計画(素案)について ・パブリックコメントの実施について
令和7年	令和6年 12 月 18 日～ 1月 16 日	パブリックコメントの実施
	1月 17 日	令和6年度第4回愛荘町地域支援会議 ・愛荘町第5期地域福祉計画(素案)について ・前回会議後の修正内容の確認 ・パブリックコメントの結果について
	3月 17 日	令和6年度第5回愛荘町地域支援会議 ・パブリックコメントの実施結果について ・愛荘町第5期地域福祉計画(素案)について ・愛荘町第5期地域福祉計画および概要版の最終確認について

第5期愛荘町地域福祉計画

編集・発行　愛荘町福祉課
〒529-1380　滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72 番地
電話：0749-42-7691　FAX：0749-42-5887

～みんなでつなげる、だれもがつながる～

愛荘しあわせリンクプラン